

衆議院会議

法務委員会

議録 第二十七号

平成十六年五月十九日(水曜日)

午前九時一分開議

出席委員

委員長

柳本 順治君

理事

塩崎 恒久君

理事

森岡 正宏君

理事

佐々木秀典君

理事

山内 おさむ君

理事

岩永 峰一君

下村 博文君

与謝野 韶君

吉田 英法君

西原 政雄君

久保 信保君

左藤 章君

柴山 昌彦君

中西 一善君

水野 賢一君

高木 美智代君

川上 義博君

同日

岩永 峰一君

竹下 亘君

荒井 聰君

加藤 公一君

河村たかし君

上田 勇君

坂本 哲志君

同日

上田 勇君

川上 義博君

同日

高木 美智代君

坂本 哲志君

同日

高木 美智代君

川上 義博君

同日

高木 美智代君

て、一たん企業が倒産をした場合に、その連帯保証人は保証債務の履行にみんなが難渋するというような事例が数多く見られると思つています。その中で、私は、こうやつて破産法の整備をすることはもちろん大切なことなんですが、要是は破産宣告を申し立てないような企業であり人間をつくるなればいけないと思つております。最後に青山教授が、やはり消費者教育、そういう資金をしてはいけない、するとしても計画をきちんと立てられる、そういう人間教育をすべきだ、それが一番大切なことなんだと言われて、多少我が意を得たりみたいなところもございました。

その中でも、通常の連帯保証、つまり一つの借り入れをしたことによってそれに保証人が何人かつく、そういうケースはまあ考えられなくなつた。しかし、私が例えれば契約書を見させてもらつたときに、その当該の、例えば一千万の借り入れをするときに判こを押すときに、それ以前に企業が負つっていた借金についても保証します、一千万の判こを押して、一千万だけだと思っているのに、実はその判こを押した以降に企業が借りた分についても保証の責任を問いますよというような文言、これを包括根保証と一般的に言つているようなんですが、こういう保証の仕組みがございまして、企業が倒産したら、それに応じて、保証判を押した連帯保証人全員がまた個人破産せざるを得ないという状況も生まれているようです。

私は、この包括根保証制度というのは大変問題があるんじゃないかと思つてゐるのですが、政府の御見解をお伺いしたいと思います。

○房村政府参考人 御指摘のように、中小企業等が資金調達のために融資を受ける場合には、一般的に保証契約が締結されるのが通常であるようになっておりますし、また、保証契約の内容については、現在、法律上特段の制限がありませんので、御指摘のような保証期間や保証金額に定めのないわゆる包括根保証、これが用いられることが多いということとも聞いております。その結果、

主たる債務者が破綻をいたしますと、保証した人が非常に過大な責任追及を受けて過酷な結果になります。こういうことが問題ではないかという指摘がございます。

このような包括根保証については、判例で個別の救済を図つたり、あるいは、関係省庁においても実務運用面での改善策等を検討して、それも実施されているところでございますが、企業倒産が多発しております現下の経済情勢を踏まえますと、保証契約の内容を適正化するためのより直接的な措置を講ずる必要があるのではないか、こう思われるわけでございます。

そこで、ことしの一月に、保証制度の見直しについて法制審議会に諮問いたしまして、現在、法制審議会の保証制度部会において、根保証契約、特に包括根保証について検討を進めているところです。検討の内容といいたしましては、保証期間とか保証金額の限度を定めるというようなことを内容とする措置を中心として審議が行われているところでありまして、できるだけ早く、本年中には結論を得まして国会に関係法案を提出したい、こう考えているところでございます。

○山内委員 最高裁の民事局長も、この破産、倒産処理については最高裁の中の理論的な支柱の方だと聞いていますが、こういう包括根保証によって、例えば、一件の倒産事件と五人の個人破産と合計六件ずつふえていくとか、そういうような事態は、破産事件の増加ということで、裁判所の書記官や裁判官の手当てもしつかりしなくなっちゃいけませんし、費用もかかるということで、やはり破産事件の申し立て件数については減少に努めなければならないと思うんです。

日々そういう裁判実務に当たつておられたり、あるいは最高裁の重要な職におられまして、この包括根保証制度についての問題点、それから多少、地方裁判所等のレベルで、本当に酷な場合に制限して、つまり、包括根保証人でも保証しないでもいい、限定的に責任を負つてもらえばいいというような判断も出しているようでございますけ

れども、しかし、それも裁判にかけて初めて、貸し手と借り手とが、裁判所がどういう判断を下すのかなどというきちんととしたメルクマールもないままに裁判所で判断を受けてくださいといふのも、またそれも、貸す側にとつても、いつ包括根保証契約が一部制限されるのかも不安定ですし、それから借りる側にとつてもやはりそういう不安はつきまとうわけで、社会的に安定した生活を送るべきだという国家の政策からしても問題だと思うんですが、その辺の局長の御認識を聞きたいと思います。

○園尾最高裁判所長官代理者 包括根保証の事例は、倒産関係の実務をやつておりますと大変多く目にするものでございます。特に、包括根保証をした当時には、会社財産についてそのような大きな債務が生じるというよう考へていなかつたものが、倒産という事態になつて急にその債務額などを知らされて、これについて、何とか破産をしたくないということで、いろいろと心労が重なるという人がたくさんいるわけでございます。

まず、破産をしたくないというのは当然の気持ちですので、これを平成十二年の四月から施行されました民事再生手続で何とか救済ができるないものだろうかということで、民事再生手続の申し立てをした会社の関係者につきましては、これは負債額にかかわらず、二十五万円で再生の申し立てをすることを認めるということをやつたわけでございます。その結果、破産に至らないで、債権者の理解を得ながら、再生計画を立てて弁済をするというような経営者も出てまいりました。

ただ、これは数が大変限られておるということです、多くのものは破産を選ばざるを得ないという状況になつております。特に、法人の申し立てがありますと、最近では、代表者個人あるいは取締役、役員の破産申し立ても当然に伴つてくるとうくらいに多くなつておるわけございます。

そのような役員について、少額賃財手続といいまして、一件について、会社とともに申し立てをするならば、会社についての二十万円の予納金で

保証人も一緒に破産宣告をして、破産手続を進め、最終的には免責を得てもらうというような、より苦痛の少ない手続も考案しておるような状況でございますが、さらに何らかの法律的な手が加えられまして、このような問題点について適切な解決が図られればなおいいというように思ひながら、日々、たくさんの事件について工夫を重ねておるという状況でございます。

○山内委員 最高裁判所から見ても破産事件の処理については随分苦労をしているということなんですが、法制審議会での議論に任せることのもちろん大切なことでありますけれども、政府の方針として、例えば保証を、包括ではなくて、例えは五年間なら五年間しか、包括根保証契約を締結した場合でも五年間に亘り責任を負わせませんとか、あるいは、一回判こを押した金額が一千万なら、包括根保証契約を締結させる場合でも、例えばその五倍とか十倍の金額以内に限定していくといふような法案をつくる。つまり、限度額も期間も定めない包括根保証については無効とするというような方針が政府として出せないものなんですか。

○房村政府参考人 まさに今御指摘のような点を法制審議会で御議論いただいているところでございます。

どんな点が議論されているかを簡単に御紹介いたしますと、まず、限度額の点については、根保証契約を結ぶ場合には必ず限度額を定めなければいけないということが検討の対象となつております。したがいまして、単に浮動的に包括的な債権を保証するということでは無効になる、具体的な限度額を定めなければいけない、こういうことを規制の内容とするかどうかが一つの論点でございます。

それからもう一つは、保証期間。御指摘のようにな、五年程度までの範囲で保証期間を定めなければならない、そういうようなことは考えられないかということで議論になつておりますし、また逆に、期間を定めない場合には、三年程度を経過し

たときには確定請求ができる、その時点で保証される債権の範囲が確定する、そういうようなことがも考えられないか。そういうような幾つかの意見が出て、まさにその議論をしているところのございまして、間もなくそういういたった議論を取りまとめてまして、中間試案として公表して、パブリックコメントにかけるということの段階でございます。

○山内委員 私も、この法制化については、例えば代表取締役が個人保証をするときには、代表取締役は經營計画も全般的に見られて、いつ、どれくらいの金額を借り入れしようかしまいかということも全般的に決定する権限があるわけですから、普通の平取締役や名目取締役と比べてもやはり個人責任は重くすべきだと、そういう議論があるというのはよくわかるんですけれども、やはり大きく見て、破産事件がふえるということは社会的にはやはり問題だと思いますので、政府としても、しっかりと自分の見解を持つて取り組んでいただきたいと思います。

金融庁に来ていただいておりますが、民主党はマニフェストの中で、連帯保証人については、特に政府系の金融機関から外していくって、そして、それを民間の金融機関にも、連帯保証人、個人保証をとらないような仕組みに、社会にしていこうということを主張しているのですが、金融庁の現状の認識と、それから、包括根保証については各金融機関にどういう指導をしているのか、まずお伺いしたいと思います。

○西原政府参考人 お答え申し上げます。

今御指摘の包括根保証の問題、これにつきましては、やはり、包括根保証契約を締結いたしますと、保証契約の内容につきましては法律上の特段の制限が設けられていないということもございまして、どうしても、主たる債務者が破綻いたしますとその保証人に過大な責任追及が行く、その結果として非常に過酷な結果となりがちであるということは、我々も十分、そういう御指摘があるということを承知しております。

融機関の融資のあり方の問題になるわけですが、これにつきましては、保証ですとかあるいは担保、こういったことに過度に依存してはいけないというふうに思つております。やはり、融資を保する際には相手方をよく見て、その際には、相手先の事業計画がどうなつてゐるか、あるいは財務状況はどうなつてゐるか、あるいは返済財源はどうなつか、いろいろな成長性も含めて、相手方をよく的確に把握した上で、健全な借り手に対しましてはその信用リスクに応じた金利の設定をすること、我々、ブライシングと呼んでおりますけれども、そのような形で適切な融資を行つていくことが重要であるというふうに認識をしております。そういう観点から、我々の取り組みをいたしましては、金融機関に対して、担保あるいは保証の過度な依存はしてはいけない、そういう新しい新たな融資制度への取り組み、これを繰り返し要請をしてきているところです。

も入つておりますが、そういつた集まりにおきましては、やはり事業からのキャッシュフローを重視して、担保、保証に過度に依存しない融資の促進を図るようなどうようなことで、個人保証の利用に当たつては過度なものとならないようく要請をさせていただいております。

そのような形で各種の要請をさせていただいておりますが、当方といたしましても、今後とも、この担保、保証に過度に依存しない新たな融資制度に対する金融機関の取り組み、これをぜひ促していきたいというふうに考えております。

○山内委員 言われていることは、それは当然なことだと思うんです。ですから、ただ実際、包括根保証、つまり期間も限度額も定めないで、過去の借金から将来の借金までも背負いますというような不動文字が印刷をされている、そういうことについて、例えばどう指導するのかということを聞きたいんですけどね。

○西原政府参考人 おっしゃられましたとおり、包括根保証の場合には、今御指摘のいろいろな問題を抱えてございます。

したがいまして、私どもは、先ほどの研究会、その報告にもいろいろな指摘がございました。それを踏まえまして、さらに対しましては、いわゆる事務ガイドラインと称しておりますが、監督に際しての指針というのを設けてございまして、その中では、やはり何といつてもしっかりと説明をするということが大事であるという観点から、個人保証契約については、最悪のシナリオ、すなわち実際に保証債務を履行する事態、それを想定した説明をなされているかどうか、それから、実際に、特に第三者との包括根保証契約につきましては、保証人の要請があれば債務者の借入残高等の情報提供を行うというようなことを含めて、それをしっかりとやるようなどうような指導を行っております。そのような形で徹底を図つていて、いう状況にござります。

○山内委員 形式的に保証人をとるんだつたら、そんな保証人はどうなくていいと思う、もし、

実質的に一人一人の保証人の資産内容をがちがちに調査してその融資の実行について判断、検討を加えようとするんだつたら、それが下手をすれば貸し渋りにつながるかもしれませんのにね。

やはりさつきから最高裁や政府の見解を聞いておられてわかると思いますけれども、根保証の中でも包括根保証というのは、私はもう違法行為だというぐらいに思っています。だから、銀行の契約約款あるいは信販系の契約約款とかに書いてある、そういう不動文字について、私としては、今からでも、法制審議会の結論が出る前でも、そういう契約はとらないようにというような指導を私としては金融庁に求めたいと思っています。

次に行きますけれども、これも昨年九月から佐賀県で問題となっています佐賀工商共済協同組合の破産の関係でございますが、この債権者の組合員が五千人もおられるそうですが、管財人弁護士が一人で管財人業務を行っているということです。これによってどういう問題が生じています。これですから、ちょっと御質問にはお答えしかねると思われるか、また、実際どういうことが債権者あるいは裁判所にとつて不満な点なのか、答えていただきたいと思います。

○房村政府参考人 具体的な破産事件の処理につきましては、法務省としては直接関与していないのですから、ちょっと御質問にはお答えしかねるんですけども。

○山内委員 そうですか。わかりました。

最高裁は、何か、現地の佐賀の裁判所でいろいろな混乱が生じているということを把握しているんですか。

○園尾最高裁判所長官代理者 具体的な事件の處理に関して、具体的な問題点についてまでは把握していないということと、今、現状ではそういうところでございます。

○山内委員 債権者が五千人もいるというと債権者集会の準備なども相当大変なことだと思うんでですが、裁判所では、例えば債権者数あるいは負債の額あるいは破産財団を形成する財産の調査、そういうものが大変そうな場合は、例えば管財人

を一人ではなく複数にするとかそういうようなことを実際に研究されたりしていませんか。

○園尾最高裁判所長官代理者 最近、債権者数が極めて多いという事件がふえておりまして、五千人、六千人という事件や、あるいは数万人という事件も相当数に上っております。

これについては、さまざまな問題点がどの事件でも出てまいりというわけでございまして、管財人の労力も極めて大きいということから、例えばそれに関与する弁護士ということになると、一人では到底足りないというような状況が出てくることが間々あるわけでございます。これに関しましては、現状では、常置代理人の弁護士を管財人が指定をして、その常置代理人という形で補佐をしてもらうというようなことで、複数の者が業務を分担し合いながらやっていくことが実情としては一般的になっております。

これは法的に、複数の管財人を選びますと、その管財人間の意見の食い違いが生じた場合、あるいは、職務分担をどうするかというところで問題が生じるということから、常置代理人ということで、指揮関係のはつきりした手続を選ぶということで、複数の者が関与するということでござります。

ただ、問題は、そのような複数の者が関与することで手当ができるということで一般的にはされているんですが、その人材自体がどれほど得られるかという、その人材の豊富さという問題もありまして、大規模な事件に関しましてはいろいろと心を痛めているところでございますが、全国に多数の事件を抱えておるということから、一件一件について検討するという状況にはなつてないという実情でございます。

○山内委員 政府としては、そういう実情を把握して、破産管財人弁護士を複数にする場合の何らかの基準を定めるようなことは考えていませんか。

○房村政府参考人 御指摘のように、非常に債権者数が多いような事件については、おっしゃるよ

うに、一人の管財人だけで処理するのはなかなか大変だろうと思います。

法律的には、ただいま最高裁判所の方からも御説明がありました、今回の法案でも、「破産管財人は、必要があるときは、その職務を行わせるため、自己の責任で一人又は数人の破産管財人代理を選任することができる。」こういう形で複数の管財人代理を選任いたしまして、その方々と事務を分担しながら処理をするということが可能になつておりますし、おっしゃるよう、破産管財人のものも、数人、あるいは場合によれば法人を破産管財人によることも可能になつておりますので、そのようなものを活用していただければ対応はできるのではないか。また、その場合、どういう基準で複数の破産管財人を選任するか、あるいは破産管財人の事件に応じた適切な処理をお願いしたいと思つてはいるところでございます。

また、今回の法案におきましては、御指摘のように、非常に債権者数の多い場合、こういう場合に備えまして、管轄についても特例を認めて、債権者が千人を超すような場合には、そういう大規模事件の処理の体制が整つております東京あるいは大阪に全国どこからでも申し立てができるようにいたしましたし、また、五百人を超す場合には、高裁所在地の地方裁判所に申し立てができます。

だから、そういう問題もございますので、本当に適宜柔軟な対応をして、管財人の数についても運用をしつかりとしてもらいたいなと思っています。

昨日の参考人の質疑で引き続き質問させていたることは、例えば債権者集会について、今までには大規模な事件を抱えておるということから、余りにも人数が多くて到底集会が開けないという場合もあり得ますので、そこは柔軟に対応できるような任意的なものにしております。また、債権調査についても、期日によらずに書面によって調べができる。

こういうような手続を柔軟化することによりまして、債権者が非常にふえたものについても裁判所あるいは管財の方で適切な対応ができるようになります。

す。

○山内委員 私も、もう随分昔ですけれども、熊本にいたときに天下一家の会という日本のネズミ講の一番のはしりの事件がありました、その債権者集会に、あれはどこでしたか、どこかの大きな体育館か会館かそういうところを借りて債権者集会に出席したことがあるなということを今思つたんですけれども。

破産会社にひつかかれた債権者が、何が一番魅力かというと配当率だと思つんですね。ところが、今配当率というのは本当に数%、下手すると何か管財人の費用とそれから、後で少しお聞きしますけれども、労働債権と税金と社会保険料等を払つたらもう配当がないというケースがたくさんあるというふうに聞いておりますので、だから、そういうことからすると、もつと早く、特に配当がないような事件はもう本当に短時間で終わつてほしいし、そうしないと、ひつかかれた企業、倒産した企業に債権を持つていたとか、売掛金がずっと帳簿で残つて処理もできないというようなこともありますし、まさにそこは裁判所あるいは破産管財人の事件に応じた適切な処理をお願いしたいと思つてはいるところでございます。

また、今回のおきましては、御指摘のよ

うに、やはり給与所得者再生における再生計画を遂行した人というのは債権者の多数の同意なしに免責を受けている、そういう点では破産免責を受けたものと共通である、こういう考え方方が基本にあるわけでございます。それと、現在の再生法においては、給与所得者再生そのものの利用できぬ事由として、免責許可の決定が確定した場合と並んで、給与所得者等再生における再生計画が遂行された場合が挙げられております。

これが、やはり給与所得者再生における再生計画を遂行した人といふのは債権者の多数の同意なしに免責を受けている、そういう点では破産免責を受けたものと共通である、こういう考え方方が基本にあるわけでございます。それと、現在の再生法においては、給与所得者再生そのものの利用できぬ事由として、免責許可の決定が確定した場合と並んで、給与所得者等再生における再生計画が遂行された場合が挙げられております。

ただ、御指摘のように、破産の免責の場合と比較いたしましても、給与所得者の再生計画を遂行した場合は、それなりに努力をいたしまして、三年間きちんと約束に従つた債務の弁済をしているわけでございますので、免責の場合と全く同じように考えていいのかという考え方方はそれはあろうかと思います。その点は再生法の改正の際にもいろいろ議論されたところでございますが、やはり債権者多数の同意を得ないで免責を得てはいるという点において共通性が高い。やはり、余り免責を容易に認めるモラルハザードを招くおそれもあるかと思います。その点は再生法の改正の際にもいろいろ議論されたところでございますが、やはり債権者多数の同意を得ないで免責を得てはいるという点において共通性が高い。やはり、余り免責を

そこでお伺いしたいんですが、この今のケースのような場合、私は、七年の間免責の申し立てができるというのではなくてはいけないかと私自身も思つてはいるのですが、政府はどうに考えますか。

○房村政府参考人 御指摘のように、今回の法案では、給与所得者再生における再生計画を行つた場合、その再生計画の認可決定の確定の日から七年間は免責を与えないとことになつております。

これは、やはり給与所得者再生における再生計画を遂行した人といふのは債権者の多数の同意なしに免責を受けている、そういう点では破産免責を受けたものと共通である、こういう考え方方が基本にあるわけでございます。それと、現在の再生法においては、給与所得者再生そのものの利用できぬ事由として、免責許可の決定が確定した場合と並んで、給与所得者等再生における再生計画が遂行された場合が挙げられております。

<p>ただ、もちろん、もともとそういう違いもござりますし、さらに再度の破綻に至った原因というのもいろいろあるうかと思います。今回の破産法の改正案におきましては、免責不許可事由がある場合でも、裁量によって免責ができるということを明文の規定を置きましたので、そこは裁判所において、再度の破綻に至った状況を十分審査した上で、そういう裁量免責というのも適切に行使していただければ、過酷な結果は避けられるのではないか。</p> <p>それからもう一つ、同じ七年間と申しましても、破産免責の場合にはまさに免責があつたときから七年間でございますが、この給与所得者再生の場合には、再生計画の遂行に三年かかるておりますので、いわば弁済が終わってから考えますと四年、延長されている場合は一年ということで、再度のいわば再生をして活動を始めてからの期間でいえば、いわゆる破産免責の場合に比べれば比較的短い期間内でも再度申し立てが可能になると、いう違いはございますので、そういういた裁量免責の活用と期間の違いを考えますと何とか御理解をいただけるのではないか、こつ思つていろいろとございます。</p>
<p>○山内委員 私は、親しい経営者が、本当に米子市という十四万ぐらいの小さな地方都市ですけれども、洋品店を経営していたのと、建設業をやっていたのが、私の身近でも二人自殺しまして、結局、生命保険で、残された奥さんと子供が、借金をして、私も一緒に債権者の皆さんとのところに行つて、一緒に頭を下げながら、お金を持って歩いてあげたというか、そういうような経験もしてしまったのですから、そういう、一万人近くの経済苦で亡くなる方を何とか少なくしないといけないと。だから、非常に、破産ということを選択するということだけでも、お金を踏み倒すというか、それだけでも理性的な抵抗が多いところを、法律がまたまた何か使いにくいものであつては、そういう夜逃げとか自殺者というのはなかなか減らないと思うんです。</p>
<p>七時間免責は認めませんよという法律を見るところでは、やはり、三年間まじめに借金を、減額してもらつて借金を払つて、給与所得者再生としては立派に履行した、だけども、七年間はそういう手続は使えませんよという法律を見てしまふと、それだけでもう自分は七年間は裁判所から救つてもらえない存在なんだという、抵抗感というか、拒否をされているような感じになるんぢやないか。それは国家の政策としてやはりマイナスじゃないかと思うんですが、どうでしょうか。</p> <p>○房村政府参考人 御指摘のように、経済的破綻が原因で自殺とか非常に悲惨な状況に追い込まれる人がいらっしゃるのは、そのとおりであると思つています。</p> <p>そういう意味で、私どもとしては、できるだけ、こういった破産法なり再生法なり法的な手続で再起を図つていただきたい、そのためにつけるだけ使いやすい手続にしたい、こう思つておりますが、しかし同時に、債権者の立場も考慮しないわけにはいかない。</p> <p>先ほど御指摘のように、例えば配当率が1%とか、そういう極めて低いような事件も多くなつてゐるわけでございます。また、再生計画で払うと、そのままに御指摘の通りに払つて、ただれども、その会社が四年目に倒産したり、あるいは家族全員が例えば高速道路で交通事故に遭つた、そういうような場合をやはり考えておかなければ法の整備としては不十分じゃないかと思うんですが、そういう考慮はどうですか。</p>
<p>○房村政府参考人 ですから、まさに今御指摘のようないくつも突然的な事態とか、本人の責任のない事情によつて再度の破綻に陥つた、こういう場合に、やはり同じようにカットを求めてくるということになると、やはりなかなか債権者としても納得しがたい面があるのではないか。そうなりますと、やはり一定期間はそういうことのないように注意をしてくださいということを法律で定めざるを得ないのではないか。</p> <p>最高裁にお伺いしますけれども、法務省は、ちょっと簡単に、今まで、十年以内でも、免責不許可があつても認めてあげていましたよとか、それから、七年という年限は一応書いているけれども、裁量免責はどんどんやつたらどうですか</p> <p>ん違う運用になるし、そもそも免責不許可期間内の免責申し立てというのをそんなに簡単に裁判所が認めるとも思えないので、ちょっと裁判所の考え方を教えてもらいますか。</p> <p>○園尾最高裁判所長官代理者 十年間再度の免責ができないというこれまでの破産法のもとで、再度の免責の申し立てがあるということは、長い間、実務の中で、現実問題として考えてこなかつたところでございまして、これまで、破産法施行以来六十年間、破産事件というのは二、三千件にすぎなかつた。しかも、破産者にお金を新たにたくさん貸すというような債権者がいないという前提で六十年間は少なくとも過ぎてきました。</p> <p>ところが、最近の二十年間にわたりますと、破産者の数が大変ふえてくる。しかも、これは特に最近の傾向でございますが、破産者に対するお金融をするというような者も出てまいつたということで、最近では、免責の決定が確定した後に、十年内に再度の免責があつた場合にどのような要件で認めていくのかということを真剣に考えなければいけないということになつております。</p> <p>特に、最近、やみ金融というようなものがあえて破産者にお金を貸し込むというような事態で、再度の免責をしなければそれが救えないのじやないかというような事例も出てまいりまして、現実に、私が地裁で担当をしておつた当時でも、免責許可決定の確定後、十年までは経過していない、七、八年にすぎないという事例について、管財人の意見を聞いて、これはもう救済としては再度の免責を与えるほかない、それが一番適切だということで、再度の免責を認めたという事例もござります。</p> <p>そのようなことで、実務上検討が重ねられておりますので、新しい破産法ができました場合にも、やはり、管財人の意見を聞く、この事案について再度の免責を認めるというのが最も適切といふように考えられるかどうかというのを一つ一つ</p>

の事案で検討していくというような時期に至つておるという認識をしておるわけでございます。

ただいま御指摘のように、余り一般的にそのようなことが広がつてしまりますと、これはモラルハザードが広がつていくということで、それがまた大変懸念されるわけですが、しかし、物事には必ず例外的なものがあるということで、そのものについては、裁判官も考えていくし、管財人も研究をしていただかくということで、今後、そのような研究を続けていて、特別な事案については適切な対処をしていけるような研究が続けられるべきものというように考えております。

○山内委員 每年の申し立て件数の中から、この二十年間の間に、十年以内の再度の免責許可事例というものについて問い合わせをしたら、そういう件数の統計はとつていらないということをお聞きしたのですから、しかし、もしモラルハザードのことを考へるにしても、私のように七年の年数というのは撤廃すべきだというのがモラルハザードの面からモラルがないと言われるのなら、それが六年でもいいし五年でもいいと私は思うんです

そういう検討も私自身したいと思いますので、平成十六年からでもいいですから、例えば一般の破産事件で免責不許可期間中に申し立てた場合、それから、給与所得再生で七年で、しかし七年以内で申し立て件数とそれを認めた件数、そういうものはこれからちよつと小まめに統計をとつてもらうということはできますか。

○園尾最高裁判所長官代理者 これまで、そのような再度の免責という事案については、余りに少ないということで、むしろ裁判統計の対象というようには考へてこなかつたんですが、ただいま申し上げましたような状況で、再度の免責をどうするのかということも最近問題になり始めております。これは、さまざまな裁判所の裁判官の研究を発表してもらつとか、あるいは弁護士会との間で研究をするというようなことをやつていつて、それ

で検討すべきものというふうに思つておりますので、そのような中で検討される一つの対象になつていくという可能性は十分にあるというように考えております。

○山内委員 その点はよろしくお願ひしたいと思

います。  
なぜならば、法務省の方が、私が質問した最後の場面では、再度の免責許可についても裁量免責を裁判所には認めていたくであらうというようない言い方をされるものですから、最高裁にお聞きしたら、やはりそれはまだまだ、ごくごくケースとしては全くまれなケースでということで、その後が法務省としてちょっと私はまだ認識が不十分だと思います。見直しについて検討するためにもぜひそういう統計を今年度からとつていただきたいと思つてますし、逐次一般質疑等でこの問題については最高裁当局や法務省とも協議をしたいと思つています。

さて、今度は最高裁に伺いますが、最高裁がどうも申し立てを狭めているんじゃないかというような訴えがあつたのですから、お聞きしたいと思います。

東京地裁の本庁で、自己破産の申し立てを申し立てて書を書いてもらひなさいという指導を受け、受け付けてもらえないという訴えがあります。

東京では、三つの弁護士会が合同でこれらの法律相談センターを運営しております。しかも弁護士費用の分割払いを認めるという体制をとつて、ただいであります。そのため、資力のない債務者も弁護士の援助を受けることができる状況になつております。

裁判所といたしましては、本人がみずから申し立てをしてきた事例について、法的に問題がある

という場合には、受付窓口で法律相談センターに関する説明をいたしまして、そこに相談をしてみてはどうかということをお勧めをすることがございますが、多くの場合に、本人は弁護士費用も分割払いができるという仕組みがあることを聞いて、弁護士会の法律相談を受けておるという状況にござります。

ただし、そのような勧めにもかかわらず、本人がみずから申し立てをしたいということである場合には本人の申し立てを受け付けておりまして、本人の申し立てを受理していなといふことではございません。

○園尾最高裁判所長官代理者 これまで司法ネットができるわけですが、これについても少しある程度、そういう司法ネットの利用についてを紹介するので、そういうところにまず行つてくれただとしたら、どうしてこういうことをされて

いるのかを伺いたいと思います。

○園尾最高裁判所長官代理者 受け取り方に少し誤解があるようですが、これは現在、代理人申し立て事件について限つておるということをございます。

これは東京地裁の事例とすることとし、これが東京地裁の運用でそのようにやつておる

官をしていた関係上、東京地裁の破産の運用について承知をしておりますもので、東京地裁の代理人申し立てと本人申し立ての実情についてお話を聞いています。

人申し立ての件数についても少額管財人を付するといふことで、大変負担が大きくて、この二十万円でもつて管財手続をやつしていくというのは難しかつたわけですが、最近それが顕著に高くなつておるという理由といたしましては、基本的には、弁護士会が平成十年の秋及び平成十一年の秋に四谷と神田の二カ所に多重債務者専門の法律相談センターを開設いたしまして、多重債務者の救済に積極的に取り組んでこられた成果であるというように考えております。

東京では、三つの弁護士会が合同でこれらの法律相談センターを運営しております。しかも弁護士費用の分割払いを認めるという体制をとつて、その代理人と管財人が連携をして簡素な手続で手続を進めていくということを考えて運用してきておるわけでございます。

東京地裁ではこのような実情でございますので、ぜひ御理解をいただきたいというように思ひます。

ただし、この場合にも、弁護士会の法律相談センターを通じて弁護士費用の分割払いというような措置もとつていただきたいことによつて、その代理人と管財人が連携をして簡素な手続で手続を進めていくということを考えて運用してきましたが、やはりそれはまだまだ、ごくごくケースでということで、その代理人申し立て事件の代理人選任率がおよそ八六%でした。も

とと東京では他の地方に比べて代理人選任率が高かつたわけですが、最近それが顕著に高くなつておるという理由といたしましては、基本的には、弁護士会が平成十年の秋及び平成十一年の秋に四谷と神田の二カ所に多重債務者専門の法律相談センターを開設いたしまして、多重債務者の救済に積極的に取り組んでこられた成果であるというように考えております。

東京では、三つの弁護士会が合同でこれらの法律相談センターを運営しております。しかも弁護士費用の分割払いを認めるという体制をとつて、その代理人と管財人が連携をして簡素な手続で手続を進めていくということを考えて運用してきておるわけでございます。

東京地裁ではこのような実情でございますので、ぜひ御理解をいただきたいというように思ひます。

○山内委員 どうもありがとうございました。

○柳本委員長 御苦勞さま。  
午前十一時から委員会を再開することとし、こ



ある。また、その結果、労働者の方々が協力をしてくれて、会社が再建されれば、ほかの債権者にとつても結局は利益になる。そういう意味で、会社更生法において、労働債権を優遇するということについては共益性が高いわけでございます。

ところが、破産の場合には、そういう点に比べますと、先ほども申し上げましたように、結局は全部を清算してしまうということで、会社更生と同じような共益性を認めるのはなかなか難しいだろう、そういう実際上の配慮と理論的な面と両方考えまして、三ヵ月、退職金についても三ヵ月、こういうことにしたわけでございます。

それから次に、租税債権について、納期限から一年を経過していらないものを財團債権として、経過したものについては優先破産債権とした、この一年の理由でござりますが、御承知のように、租税債権というのは自力徵収権がございますので、財團債権として保護する期間が余りに短期間になりますと、租税債権の主体としては、そういう優先破産債権の地位に落ちてしまう前に租税債権の確保を図るというのは、これは国民に対する義務でもありますので、例えばこれを半年にしてしまいますと、半年経過する前に徵収に着手する、差し押さえを受けてしまえば、現実には倒産が早期化してしまう、こういうおそれがあるわけでございます。

それから、現在の納税の扱いといったしまして、納税の猶予を行う場合には、猶予期間は原則として一年以内の期間とされておりますので、それを、今申し上げたようなことで短期間にすることはよろしくないだろう。逆にまた、一年を経過すれば、原則として滞納処分に着手するということが法律上も予定されているわけですから、それに着手しないで一年を経過したものについては、優先破産債権として一ランク下にされてもやむを得ないのではないか。このような配慮から、一年といふ期間を押さえたものでございます。

○小林(千)委員 今、会社更生法の場合の例も出していただいたわけなんですかけれども、会社更生

法の場合ですと、これは給料は六ヵ月分、あと退職金については、給料の六ヵ月分または退職金の三分の一、いずれか多い方ということになつてゐるんですね。破産の場合と会社更生の場合だと、社員の、従業員のモチベーションを高めるためにということで、払うものを払わないと働いてくれないだろうという、そういう理論もわかるわけなんですね。

一方、破産をするということは、職場がなくななるわけでございます。例えば、賃金が三ヵ月なり一ヵ月でも、未払いですとかあるいは遅払いといった状態は、かなり会社的にはもう末期的な症状になつてているわけでございまして、従業員としては見切りをつけなきやいけないだらうなということは薄々感じていると思うんですね。その中で、もうやう沈む船からは不ズミも逃げ出すわけでございまして、そんな会社は危なそうだぞということを従業員が判断をすれば、やめられる人は既にもうやめていると思うんですね。

破産する会社に最後まで残る方というのは、やめられない方なんですよ。この経済の御時世ですから、再就職先を探そうと思っても、それはなかなかないでしょうし、再就職先が見つけられない世代というのは、いわば五十代以降ぐらいの、なかなか就職が見つけられない世代でもあります。えてしてそういう世代の方は、住宅ローンも残っている、子供も、今、高校生、大学生ぐらいで一番金がかかるときで、そうそう会社も次が見つけられないのにやめられないという、いわばとてもまじめな世代だと思いますよ。そういう方々こそ、私は、優遇をするべきではないかなというような気持ちも片方ではあるんですけども、どうお考えでしようか。

ては、非常に酷な結果になる場合があるというのでは御指摘のとおりだらうと思います。私どもとしても、そこを考えて、破産手続の中ができるだけの可能な保護を図りたいということでお、今回、財団債権化をしたわけでござりますが、確かに、ではこれで労働者の方々は完全にいいのかといえば、それはまだいろいろな意味で不足はあるかと思います。

ただ、先ほども申し上げましたように、やはり破産手続全体を考えますと、余り財團債権をふやかすということは、かえって、結局において配当ができなくなってしまうということにもなりますし、そういう意味で、今回、非常にぎりぎりの努力はしたつもりでございますが、そういう直面した労働債権を持つておられる方が見ればまだまだとおつしやりたいのもよくわかりますが、何とかぎりぎりまで努力をしたということを御理解していただいて、今後も、そういう意味での検討は続けたい、こう思っております。

○小林(千)委員 続きまして、破産財団について伺いたいと思います。

そのように、財團債権が大きくなれば大きくなるほど、廃止となることもあるといふうにおつしやいましたけれども、財源不足となつた際は、この同列の順位の中で配分はどうにされるのでしょうか。

○房村政府参考人 財團債権の総額を払うのに足りない、こういう場合には、財團債権の中でまず二つに分かれます。第一の種類の財團債権は、破産債権者の共同の利益のためにする裁判上の費用の請求権、それから、破産財団の管理・換価及び配当に関する費用の請求権、これはいわば破産専關係者すべての者のための費用ということでござりますので、最優先で払われます。それを払つた後でのものについては、他の財團債権はすべて平等で、債権額の割合によって案分して弁済される、ということになります。

○小林(千)委員 最優先の部分を除いて案分的に配分をされるというお答えだったんですけどね

も、租税債権といふものは、これはもちろんケース・バイ・ケースにもなるんでしようけれども、公租公課の債権額といふのは、多分、労働債権よりも大きくなる場合といふものもあるんだと思います。その中で、破産廃止となるケースも少なくないと思います。こういうことから考えますと、少なくとも、租税債権の弁済される期間と労働債権の弁済をされる期間といふのは同じであつてほしいと思うんですが、どうでしようか。

○房村政府参考人　額の多寡は、状況によるわけですが、たゞ、労働債権にしましても、退職金まで含めますとかなりの額になる場合もあるのではないか、そういう意味で、案分比例でも、それなりに労働者のもとに回るのではないかと思つております。

いずれにしても、現在の考え方をいたしましては、租税債権と労働債権は同順位で案分といふことにしております。労働債権の取り分を多くしたければ、やはり租税債権の財團債権になる期間を短縮するか、順位に差をつけるかということになりますが、財團債権になる期間を短縮するということにつきましては、先ほど申し上げたように、かえつて倒産を早めてしまうのではないか、こういうおそれがまずございます。それから、実体法上は、労働債権よりも租税債権が優先するという規定は変わつていないのでございます。いわば破産手続独自の考え方で、破産手続の中で工夫をしているということで、余り实体法とかけ離れた扱いをするというのは、やはり法秩序の面から見ますと難しい。

そういう意味で、担保権つきのものは別ですが、担保権のないすべての私債権に優先する地位にある租税債権につきまして、そういう優先的な地位である財团債権を与える期間を余りに短縮するには、法秩序全体から見ると難しいということと、それから、順番といたしましても、逆転するのはやはり幾ら何でも難しいのではないか、せめて同順位まで上げるというのがぎりぎりではないか、そういうことから今回のよだな改正内容に



時間がないので、最後に一つだけ質問します。情報提供努力義務なんですかけれども、これが義務規定ではなくて努力義務になつたことについて質問したいと思います。

といいますのも、労働者、債権者が自分の労働債権を確定するためには、就業規則ですか賃金台帳ですか退職金規程がどうなつているか、つぶれる会社ですと、小さい会社ですと、それこそ社長一人が鉛筆なめなめ、退職金もなめなめでやつていることが多いと思うんですけれども、そういうふたどきに、自分の債権はどのように証明できるんでしょうか。最後にお尋ねいたします。

○房村政府参考人 御指摘のように、労働者の側で自分の給与債権を証明しようと思いますと、どうしても、会社側にある賃金台帳であるとか退職金規程であるとか、そういうものが必要になることが多いと思います。そのために、管財人にそういった情報を提供する義務を課しているわけですが、そういうものを利用して確定をしていただくことがあります。中には、そういうふたどきもあろうかと思います。これは、ある意味では管財人にとっても、何とか確定して払わなければいけないわけですので、悩みは同じでございまして、そこはともかく労働者の方々と協力をしながら実情をよく伺い、同業他社の扱い等も見ながら、賃金としてはこのくらいの額だったんだろう、あるいは退職金はこの程度ではないかというようなことを、何とか合理的な線を決めていくしかないんだろうと思います。

○小林(千)委員 どうもありがとうございました。安心いたしました。

時間になりましたので、終了いたします。

○柳本委員長 御苦勞さん。

○松野(信)委員 民主党の松野信夫でござります。破産法について質問をさせていただきたいと存じます。

近時、破産者が大変ふえている、昨年で二十二万人ぐらいになつてているということで、大変な勢いで急増しているわけあります。大変深刻な社会的な問題も発生させておりまして、自殺者がいたり、中には一家心中までする、そして、借金のために一部の人は犯罪行為にまで走るということです、大変な社会的な問題にもなつていて、そこでこんなふうに破産になつてしまふのか、経済的な破綻に至つてしまふのか、この辺の背景事情について大臣の方はどうのように認識をしておられますか。

○野沢国務大臣 御指摘のように、破産事件の申立て件数は最近急増をいたしております。ちなみに、ちょっととかのぼつて調べてみると、平成六年に総数四万三千百六十一件、それが平成十五年では二十五万一千七百九十九件と、四倍というレベルに達しております。

このように破産事件が急増しております背景事

情といったまことは、さまざま要因があるとは思いますが、一概にこれだと言うわけにもいきませんけれども、何よりもやはり、バブル経済崩壊後の一連の影響等によります企業倒産の増加、あるいは企業のリストラに伴う給料の減額等が要因になつてているのではないかと思われます。

また、個人の消費スタイルの変化がありまして、カードその他による債務の増加による個人破産、こういったこともあろうかと思いまして、そういうふたどきもさまざまな社会要因が積もり積もつた結果がこのような形にあらわれているものと考えております。

○松野(信)委員 私も長く弁護士をしておりまし

て、破産事件もたくさん取り扱つてきて、いろいろな点から見て、できるだけ破産に持ち込まない

よう、できるだけ多量債務者をつくらないよう

に、できるだけ大事なことではないかとい

うふうに思うわけで、その点から見ますと、破産に至る背景事情にはさまざまケースがあるなどい

うふうに思うわけであります。

その中の一つ、高齢者とか障害者の方々に支給

される年金、これを担保にとつて貸し付けをするという業者が言うならばたくさんいるわけです。

基本的には、各種年金法でこういうのは禁止され

ているはずなんですかけれども、現実には、年金証書、印鑑、通帳、そういうのを全部取り上げて金

を貸す。そうすると、お金を借りた人は年金もら

えない、事實上も見えないというようなことにな

るものですから、別のサラ金や別の金融機関にお

金をまた借りに行く、こういう実態があります。

この点について、年金の、これは主に所管をし

ているのは厚生労働省かと思いますが、この点に

ついて、やはり、しっかりと防止策というのをとら

なきやいけないだろうと思うんですが、厚生労働

省の方はどういうふうな対処をしておられますか。

○吉武政府参考人 お答え申し上げます。今先生お尋ねのとおり、厚生年金保険法それから国民年金法では、年金受給権を保護するという規定が置かれております。このために、年金受給権に担保を設定することはできないということになります。つまり、あるいは差し押さえするということを禁じる規定が置かれております。このために、年金受給権に担保を設定することはできないということになります。年金が本人以外の口座に振り込まれることはないと、これが基本的な形でございます。

一方、御指摘のとおり、貸金業者が年金受給者から年金証書あるいは預金通帳等を預かりまして、高金利で融資した後、年金受給者の預金口座に振り込まれる年金を引き出して返済に充てるという事例が発生していることは承知しております。

○松野(信)委員 年金を担保というのは、確かに、今局長が言われたように、正式な担保権を設定したというわけではなくて、事実上の証書とか通帳とかを取り上げているという、事実上の担保ということが記載されたものをお送りしているという状態でございます。

それで、今局長のお話にもありましたように、例えば日弁連あたりは、こういう違法な、年金を担保にとつている業者に対しては一定の罰則を制定すべきだ、こういう意見も言っておられます。

私も、もうこれだけ蔓延するならば

單に、今局

長が言われたようなP.R.だけではいささか不十分

ではないかなということで、罰則制定の方向をや

りこれには慎重に検討しなきやならないんではな

いか、このように思つております。

そこで、警察庁の方で、こういうふうな不正あ

るいは不当な貸し付け、こういうようなものに対

してはどういうふうな対処をしておられるのか。一定の取り締まりをしているということであれば、取り締まりの実績などはどのようになっていますか。

○吉田政府参考人 やみ金融事件の取り締まり状況についてのお尋ねにお答え申し上げます。

近年、高金利、過酷な取り立て等のいわゆるやみ金融の被害が拡大しております……（松野（信）委員「やみ金じやなくて違法な年金のことなんですが。ちょっとと父代した方がいい。やみ金融は次貸し付けを行う、こういった行為につきましては、仮に、貸金業者が融資を行うに際して年金受給証、あるいは通帳ですか印鑑、こういったもの微求する、こういったことについて、私どもの方では、先ほど厚生労働省の方から国民年金法ですとか等々で禁止されているということがございましたが、それを前提に、我々といしましても、金融庁の行政上の指針であります事務ガイドラインというのがございますが、その中で、年金受給証等の債務者の社会生活上必要な証明書等を微求してはならないというふうに規定をいたしておりまして、この年金受給証等を微求していることが判明した場合には、債務者に返還するよう指導しているところでございます。

これは従来からやっていることでございますが、さらに、昨年の七月に貸金業規制法の改正という形で、いわゆるやみ金対策法がこの一月から施行されたわけですが、この中におきまして、第十三条の二項におきまして、「貸金業者は、貸付け又は貸付けの契約に係る債権の管理若しくは取立ての業務を行うに当たり、偽りその他不正又は著しく不当な手段を用いてはならない。」こういいう規定がございます。したがいまして、貸金業者が年金受給証を微求することにつきましてはこの規定に該当するおそれがあるというふうに我々は判断しておりますし、また事務ガイドラインで

もそれを設けているということでございます。私どもいたしましては、昨年成立したやみ金融対策法に措置されたこの規定に基づきまして、厳正かつ適切に運用してまいりたい、こういうふうの質問」と呼ぶ。

○西原政府参考人 お答えさせていただきます。

ただいま御指摘のありました年金を担保にして貸し付けを行ふ、こういった行為につきましては、仮に、貸金業者が融資を行うに際して年金受給証、あるいは通帳ですか印鑑、こういったもの微求する、こういったことについて、私どもの方では、先ほど厚生労働省の方から国民年金法ですとか等々で禁止されているということがございましたが、それを前提に、我々といしましても、金融庁の行政上の指針であります事務ガ

イドラインというのがございますが、その中で、年金受給証等の債務者の社会生活上必要な証明書等を微求してはならないというふうに規定をいたしておりまして、この年金受給証等を微求していることが判明した場合には、債務者に返還するよう指導しているところでございます。

これは従来からやっていることでございますが、さらに、昨年の七月に貸金業規制法の改正という形で、いわゆるやみ金対策法がこの一月から施行されたわけですが、この中におきまして、第十三条の二項におきまして、「貸金業者は、貸付け又は貸付けの契約に係る債権の管理若しくは取立ての業務を行うに当たり、偽りその他不正又は著しく不当な手段を用いてはならない。」こういいう規定がございます。したがいまして、貸金業者が年金受給証を微求することにつきましてはこの規定に該当するおそれがあるというふうに我々は判断しておりますし、また事務ガイドラインで

もそれを設けているということでございます。私どもいたしましては、昨年成立したやみ金融対策法に基づきまして、厳正かつ適切に運用してまいりたい、こういうふうに考えております。

○松野（信）委員 そうすると、昨年の通常国会で成立したやみ金の規制の取締法ですね。当初、議論としては、いわゆるやみ金を取り締まろう、あるいは暴力団が関与するようなのを取り締まろう、こういうふうだつたと思いますが、今の御指摘ですと、十三条を適用して、年金を事実上取り上げてやるような貸し付け、まさにこれは年金法に違反をしているということで、不正あるいは不当な貸し付けだということでの対処が可能だ、このように理解してよろしいですね。はい。

それで、次のやみ金の問題ですね。本当にこのやみ金融、あるいは最近非常に多いのが架空請求、金を借りてもいない人に金を返せというような請求をする、あるいは、例えばアダルトビデオの代金請求というような形で、親あたりにそういう書類を送りつける。親は、わあ、うちの息子はアダルトビデオを借りてどんでもない料金がたまっているのかということでびっくりして指定された口座に払ってしまう、こういうような被害が本当に後を絶たないわけで、こういうやみ金などに対する対応、この点について警察庁の方はどういうふうにしておられますか。

○吉田政府参考人 まず、やみ金融事件の取り締まり状況についてのお尋ねにお答えいたします。

インターネットの有料サイトの利用代金などを称して電子メール等によりその支払いを請求するいわゆる架空請求事犯は、このところ急増し、大きな社会問題となつてゐるところであります。この種事犯は被害が広域、多数に及ぶことが懸念されますことから、警察庁においては、都道府県警察に対して、事犯を認知後速やかに厳正な取り締まりを行うよう指示しているところであります。こ

れまでに、この法律改正が行わ

るよう指導しているところでございます。

近年、高金利、過酷な取り立てなどのいわゆるやみ金融の被害が拡大していることから、昨年七月にいわゆるやみ金融対策法が成立したことにより、貸金業規制法及び出資法の一部改正が行われ、無登録業者の広告禁止や違法高金利要求罪が新設されたほか、いわゆる暴力団排除条項の導入等の諸規定が整備されたところであります。

警察では、この法律改正を受けて、全国の都道府県警察に集中取り締まり本部を設置し、強力に

やみ金融事犯の取り締まりを推進した結果、平成

十五年中の検挙は五百五十六件、一千二百四十六人と、いざれも一昨年の二倍を上回り、金融事犯の統計を開始した平成二年以来、最多となつております。また、被害規模については、被害人員で約三十二万人、貸付総額で約三百二十二億円に上っております。これも統計開始以降、最多であります。

なお、法律改正で新設されました罰則規定の運用状況につきましては、法律が施行された昨年九月から本年四月末までに、無登録業者の広告禁止違反について十七事件、二十三人を、高金利要求罪について三事件、五人をそれぞれ検挙しております。

警察においては、引き続き強力な取り締まりを実施するとともに、相談に的確に対応するための現場の警察職員に対する教育や都道府県、弁護士会等の関係機関、団体との連携などを強化し、適切な被害者対策を推進してまいる所存であります。

五年中の検挙は五百五十六件、一千二百四十六人と、いざれも一昨年の二倍を上回り、金融事犯の統計を開始した平成二年以来、最多となつております。また、被害規模については、被害人員で約三十二万人、貸付総額で約三百二十二億円に上っております。これも統計開始以降、最多であります。

今後とも、この種事犯の捜査を徹底とともにに、広報活動を一層進めるなどにより、被害の未然防止、拡大防止のための対策を徹底してまいります。

今後とも、この種事犯の捜査を徹底とともにに、広報活動を一層進めるなどにより、被害の未然防止、拡大防止のための対策を徹底してまいります。

○松野（信）委員 ありがとうございます。

ぜひこの貸金業規制法等を、せっかく昨年改正されましたので、これを徹底してやはり運用していただきたい。率直に言つて、従前は、どうもなかなかやみ金に対する取り締まりというのが余り進まないなと思っていたんですが、最近ようやく本当に動き出したというふうに思いますので、ぜひこの調子でというか、取り締まりをお願いしたいと思います。

それから次に、借金を整理するというやり方に

は、法的な手続をとる場合もあれば、法的な手続をとらない任意整理というようなことで借金の整理を行うということがあるわけです。ところが、法的な整理ということであれば裁判所が一定コン

トロールするということになりますが、そうでない任意整理の場合には、ともすると業者の方が法律に従わないというようなことで、いろいろトラブルがあるわけございます。任意整理も大変重要な債務整理の一環で、できるだけ借金をつくらぬいということで大変重要な社会的意義を持っている、このように理解をしております。

ちなみに、この任意整理の中で特にやはり問題になるのは、業者の方が取引のこれまでの経過をなかなか明らかにしないということで債務者をいじめる、こういうところが見受けられます。これについては、東京高裁が平成十四年の三月二十六日に判決を下しておりまして、こういう業者と債務者との間の取引経過の詳細をやはりしっかりと開示しなきやならない、業者の方は、自己の営業利

益を保護するための措置を講じておられます。これ

も力を入れており、政府広報や警察庁、都道府県

警察のホームページにおいてその手口等を紹介し、情報提供を行うことにより、国民に平素から

注意するよう呼びかけるほか、架空請求の相談に

応じる窓口を整備し、身に覚えのない請求を受けたという方に対しても、絶対に応じないよう指導助言しているところであります。さらに、事業発生時には金融機関に対し、料金を振り込むように指定された口座の凍結を要請するなど、被害の拡大防止に努めているところであります。

今後とも、この種事犯の捜査を徹底とともにに、広報活動を一層進めるなどにより、被害の未然防止、拡大防止のための対策を徹底してまいります。

○松野（信）委員 ありがとうございます。

ぜひこの貸金業規制法等を、せっかく昨年改正されましたので、これを徹底してやはり運用していただきたい。率直に言つて、従前は、どうもなかなかやみ金に対する取り締まりというのが余り進まないなと思っていたんですが、最近ようやく本当に動き出したというふうに思いますので、ぜひこの調子でというか、取り締まりをお願いしたいと思います。

それから次に、借金を整理するというやり方に

は、法的な手続をとる場合もあれば、法的な手続をとらない任意整理というようなことで借金の整理を行うということがあるわけです。ところが、法的な整理ということであれば裁判所が一定コン

トロールするということになりますが、そうでない任意整理の場合には、ともすると業者の方が法律に従わないというようなことで、いろいろトラブルがあるわけございます。任意整理も大変重要な債務整理の一環で、できるだけ借金をつくらぬいということで大変重要な社会的意義を持っている、このように理解をしております。

ちなみに、この任意整理の中で特にやはり問題になるのは、業者の方が取引のこれまでの経過をなかなか明らかにしないということで債務者をいじめる、こういうところが見受けられます。これ

も力を入れており、政府広報や警察庁、都道府県

警察のホームページにおいてその手口等を紹介し、情報提供を行うことにより、国民に平素から

注意するよう呼びかけるほか、架空請求の相談に

応じる窓口を整備し、身に覚えのない請求を受けたという方に対しても、絶対に応じないよう指導助言しているところであります。さらに、事業発生時には金融機関に対し、料金を振り込むように指定された口座の凍結を要請するなど、被害の拡大防止に努めているところであります。

今後とも、この種事犯の捜査を徹底とともにに、広報活動を一層進めるなどにより、被害の未然防止、拡大防止のための対策を徹底してまいります。

○松野（信）委員 ありがとうございます。

ぜひこの貸金業規制法等を、せっかく昨年改正されましたので、これを徹底してやはり運用していただきたい。率直に言つて、従前は、どうもなかなかやみ金に対する取り締まりというのが余り進まないなと思っていたんですが、最近ようやく本当に動き出したというふうに思いますので、ぜひこの調子でというか、取り締まりをお願いしたいと思います。

それから次に、借金を整理するというやり方に

は、法的な手続をとる場合もあれば、法的な手続をとらない任意整理というようなことで借金の整理を行うということがあるわけです。ところが、法的な整理

を行うということがあるわけです。ところが、法的な整理ということであれば裁判所が一定コン

トロールするということになりますが、そうでない任意整理の場合には、ともすると業者の方が法律に従わないというようなことで、いろいろトラブルがあるわけございます。任意整理も大変重要な債務整理の一環で、できるだけ借金をつくらぬいということで大変重要な社会的意義を持っている、このように理解をしております。

ちなみに、この任意整理の中で特にやはり問題になるのは、業者の方が取引のこれまでの経過をなかなか明らかにしないということで債務者をいじめる、こういうところが見受けられます。これ

も力を入れており、政府広報や警察庁、都道府県

警察のホームページにおいてその手口等を紹介し、情報提供を行うことにより、国民に平素から

注意するよう呼びかけるほか、架空請求の相談に

応じる窓口を整備し、身に覚えのない請求を受けたという方に対しても、絶対に応じないよう指導助言しているところであります。さらに、事業発生時には金融機関に対し、料金を振り込むように指定された口座の凍結を要請するなど、被害の拡大防止に努めているところであります。

今後とも、この種事犯の捜査を徹底とともにに、広報活動を一層進めるなどにより、被害の未然防止、拡大防止のための対策を徹底してまいります。

○松野（信）委員 ありがとうございます。

ぜひこの貸金業規制法等を、せっかく昨年改正されましたので、これを徹底してやはり運用していただきたい。率直に言つて、従前は、どうもなかなかやみ金に対する取り締まりというのが余り進まないなと思っていたんですが、最近ようやく本当に動き出したというふうに思いますので、ぜひこの調子でというか、取り締まりをお願いしたいと思います。

それから次に、借金を整理するというやり方に

は、法的な手續をとる場合もあれば、法的な手續をとらない任意整理というようなことで借金の整理を行うということがあるわけです。ところが、法的な整理

を行うということがあるわけです。ところが、法的な整理

を行うということであるわけございます。任意整理も大変重要な債務整理の一環で、できるだけ借金をつくらぬいということで大変重要な社会的意義を持っている、このように理解をしております。

ちなみに、この任意整理の中で特にやはり問題になるのは、業者の方が取引のこれまでの経過をなかなか明らかにしないということで債務者をいじめる、こういうところが見受けられます。これ

も力を入れており、政府広報や警察庁、都道府県

警察のホームページにおいてその手口等を紹介し、情報提供を行うことにより、国民に平素から

注意するよう呼びかけるほか、架空請求の相談に

応じる窓口を整備し、身に覚えのない請求を受けたという方に対しても、絶対に応じないよう指導助言しているところであります。さらに、事業発生時には金融機関に対し、料金を振り込むように指定された口座の凍結を要請するなど、被害の拡大防止に努めているところであります。

今後とも、この種事犯の捜査を徹底とともにに、広報活動を一層進めるなどにより、被害の未然防止、拡大防止のための対策を徹底してまいります。

○松野（信）委員 ありがとうございます。

ぜひこの貸金業規制法等を、せっかく昨年改正されましたので、これを徹底してやはり運用していただきたい。率直に言つて、従前は、どうもなかなかやみ金に対する取り締まりというのが余り進まないなと思っていたんですが、最近ようやく本当に動き出したというふうに思いますので、ぜひこの調子でというか、取り締まりをお願いしたいと思います。

それから次に、借金を整理するというやり方に

は、法的な手續をとる場合もあれば、法的な手續をとらない任意整理というようなことで借金の整理を行うということがあるわけです。ところが、法的な整理

を行うということがあるわけです。ところが、法的な整理

を行うということであるわけございます。任意整理も大変重要な債務整理の一環で、できるだけ借金をつくらぬいということで大変重要な社会的意義を持っている、このように理解をしております。

ちなみに、この任意整理の中で特にやはり問題になるのは、業者の方が取引のこれまでの経過をなかなか明らかにしないということで債務者をいじめる、こういうところが見受けられます。これ

も力を入れており、政府広報や警察庁、都道府県

警察のホームページにおいてその手口等を紹介し、情報提供を行うことにより、国民に平素から

注意するよう呼びかけるほか、架空請求の相談に

応じる窓口を整備し、身に覚えのない請求を受けたという方に対しても、絶対に応じないよう指導助言しているところであります。さらに、事業発生時には金融機関に対し、料金を振り込むように指定された口座の凍結を要請するなど、被害の拡大防止に努めているところであります。

今後とも、この種事犯の捜査を徹底とともにに、広報活動を一層進めるなどにより、被害の未然防止、拡大防止のための対策を徹底してまいります。

○松野（信）委員 ありがとうございます。

ぜひこの貸金業規制法等を、せっかく昨年改正されましたので、これを徹底してやはり運用していただきたい。率直に言つて、従前は、どうもなかなかやみ金に対する取り締まりというのが余り進まないなと思っていたんですが、最近ようやく本当に動き出したというふうに思いますので、ぜひこの調子でというか、取り締まりをお願いしたいと思います。

それから次に、借金を整理するというやり方に

は、法的な手續をとる場合もあれば、法的な手續をとらない任意整理というようなことで借金の整理を行うということがあるわけです。ところが、法的な整理

を行うということがあるわけです。ところが、法的な整理

を行うということであるわけございます。任意整理も大変重要な債務整理の一環で、できるだけ借金をつくらぬいということで大変重要な社会的意義を持っている、このように理解をしております。

ちなみに、この任意整理の中で特にやはり問題になるのは、業者の方が取引のこれまでの経過をなかなか明らかにしないということで債務者をいじめる、こういうところが見受けられます。これ

も力を入れており、政府広報や警察庁、都道府県

警察のホームページにおいてその手口等を紹介し、情報提供を行うことにより、国民に平素から

注意するよう呼びかけるほか、架空請求の相談に

応じる窓口を整備し、身に覚えのない請求を受けたという方に対しても、絶対に応じないよう指導助言しているところであります。さらに、事業発生時には金融機関に対し、料金を振り込むように指定された口座の凍結を要請するなど、被害の拡大防止に努めているところであります。

今後とも、この種事犯の捜査を徹底とともにに、広報活動を一層進めるなどにより、被害の未然防止、拡大防止のための対策を徹底してまいります。

○松野（信）委員 ありがとうございます。

ぜひこの貸金業規制法等を、せっかく昨年改正されましたので、これを徹底してやはり運用していただきたい。率直に言つて、従前は、どうもなかなかやみ金に対する取り締まりというのが余り進まないなと思っていたんですが、最近ようやく本当に動き出したというふうに思いますので、ぜひこの調子でというか、取り締まりをお願いしたいと思います。

それから次に、借金を整理するというやり方に

は、法的な手續をとる場合もあれば、法的な手續をとらない任意整理というようなことで借金の整理を行うということがあるわけです。ところが、法的な整理

を行うということがあるわけです。ところが、法的な整理

を行うということであるわけございます。任意整理も大変重要な債務整理の一環で、できるだけ借金をつくらぬいということで大変重要な社会的意義を持っている、このように理解をしております。

ちなみに、この任意整理の中で特にやはり問題になるのは、業者の方が取引のこれまでの経過をなかなか明らかにしないということで債務者をいじめる、こういうところが見受けられます。これ

も力を入れており、政府広報や警察庁、都道府県

警察のホームページにおいてその手口等を紹介し、情報提供を行うことにより、国民に平素から

注意するよう呼びかけるほか、架空請求の相談に

応じる窓口を整備し、身に覚えのない請求を受けたという方に対しても、絶対に応じないよう指導助言しているところであります。さらに、事業発生時には金融機関に対し、料金を振り込むように指定された口座の凍結を要請するなど、被害の拡大防止に努めているところであります。

今後とも、この種事犯の捜査を徹底とともにに、広報活動を一層進めるなどにより、被害の未然防止、拡大防止のための対策を徹底してまいります。

○松野（信）委員 ありがとうございます。

ぜひこの貸金業規制法等を、せっかく昨年改正されましたので、これを徹底してやはり運用していただきたい。率直に言つて、従前は、どうもなかなかやみ金に対する取り締まりというのが余り進まないなと思っていたんですが、最近ようやく本当に動き出したというふうに思いますので、ぜひこの調子でというか、取り締まりをお願いしたいと思います。

それから次に、借金を整理するというやり方に

は、法的な手續をとる場合もあれば、法的な手續をとらない任意整理というようなことで借金の整理を行うということがあるわけです。ところが、法的な整理

を行うということがあるわけです。ところが、法的な整理

を行うということであるわけございます。任意整理も大変重要な債務整理の一環で、できるだけ借金をつくらぬいということで大変重要な社会的意義を持っている、このように理解をしております。

ちなみに、この任意整理の中で特にやはり問題になるのは、業者の方が取引のこれまでの経過をなかなか明らかにしないということで債務者をいじめる、こういうところが見受けられます。これ

も力を入れており、政府広報や警察庁、都道府県

警察のホームページにおいてその手口等を紹介し、情報提供を行うことにより、国民に平素から

注意するよう呼びかけるほか、架空請求の相談に

応じる窓口を整備し、身に覚えのない請求を受けたという方に対しても、絶対に応じないよう指導助言しているところであります。さらに、事業発生時には金融機関に対し、料金を振り込むように指定された口座の凍結を要請するなど、被害の拡大防止に努めているところであります。

今後とも、この種事犯の捜査を徹底とともにに、広報活動を一層進めるなどにより、被害の未然防止、拡大防止のための対策を徹底してまいります。

○松野（信）委員 ありがとうございます。

ぜひこの貸金業規制法等を、せっかく昨年改正されましたので、これを徹底してやはり運用していただきたい。率直に言つて、従前は、どうもなかなかやみ金に対する取り締まりというのが余り進まないなと思っていたんですが、最近ようやく本当に動き出したというふうに思いますので、ぜひこの調子でというか、取り締まりをお願いしたいと思います。

それから次に、借金を整理するというやり方に

は、法的な手續をとる場合もあれば、法的な手續をとらない任意整理というようなことで借金の整理を行うということがあるわけです。ところが、法的な整理

を行うということがあるわけです。ところが、法的な整理

を行うということであるわけございます。任意整理も大変重要な債務整理の一環で、できるだけ借金をつくらぬいということで大変重要な社会的意義を持っている、このように理解をしております。

ちなみに、この任意整理の中で特にやはり問題になるのは、業者の方が取引のこれまでの経過をなかなか明らかにしないということで債務者をいじめる、こういうところが見受けられます。これ

も力を入れており、政府広報や警察庁、都道府県

警察のホームページにおいてその手口等を紹介し、情報提供を行うことにより、国民に平素から

注意するよう呼びかけるほか、架空請求の相談に

応じる窓口を整備し、身に覚えのない請求を受けたという方に対しても、絶対に応じないよう指導助言しているところであります。さらに、事業発生時には金融機関に対し、料金を振り込むように指定された口座の凍結を要請するなど、被害の拡大防止に努めているところであります。

今後とも、この種事犯の捜査を徹底とともにに、広報活動を一層進めるなどにより、被害の未然防止、拡大防止のための対策を徹底してまいります。

○松野（信）委員 ありがとうございます。

ぜひこの貸金業規制法等を、せっかく昨年改正されましたので、これを徹底してやはり運用していただきたい。率直に言つて、従前は、どうもなかなかやみ金に対する取り締まりというのが余り進まないなと思っていたんですが、最近ようやく本当に動き出したというふうに思いますので、ぜひこの調子でというか、取り締まりをお願いしたいと思います。

それから次に、借金を整理するというやり方に

は、法的な手續をとる場合もあれば、法的な手續をとらない任意整理というようなことで借金の整理を行うということがあるわけです。ところが、法的な整理

を行うということがあるわけです。ところが、法的な整理

を行うということであるわけございます。任意整理も大変重要な債務整理の一環で、できるだけ借金をつくらぬいということで大変重要な社会的意義を持っている、このように理解をしております。

ちなみに、この任意整理の中で特にやはり問題になるのは、業者の方が取引のこれまでの経過をなかなか明らかにしないということで債務者をいじめる、こういうところが見受けられます。これ

も力を入れており、政府広報や警察庁、都道府県

益を不正な手段によつてでもこれを追求する一方、自己の営業の結果として生じる国民全体の不利益はこれを無視しようとするということで、取引経過を明らかにしないのは反社会的な行為で違法だ、こういう指摘もあるぐらいでありますので、この点、ぜひとも行政の当局の方も任意整理といふものの意義をしっかりと認識していただきたいで、やはりこういう取引経過をちゃんと明らかにさせるということは大変重要なことではないか、

このように理解していますが、この点はいかがでしょうか。

○房村政府参考人 御指摘のように、任意整理は、非常に柔軟な処理、迅速な処理、あるいは費用が低廉である、こういうような意味でもメリットは多々ございます。逆に、確かに、全く当事者に任されておりませんので、透明性とか公平性に欠ける面があることも事実でございますが、そういう任意整理を適切に行うためには、ただいま御指摘のように、その中で、取引経過であるとかそういう必要な情報がお互いに開示されて適切な結論が得られるということが大事だらうと思いま

す。

そういう意味では、御指摘のような判決例も相次いでいるようございますので、そういうものを踏まえたより適切な形での任意整理が利用されるということを期待しておりますし、また、法的手手段においても、そういった任意整理といわば手分けといいますか、きちんとした処理と同時に迅速な処理を心がけたい、こう思っています。

○松野(信)委員 それからもう一つ、やはり金利の問題があらうかと思います。

金利の点については、これは徐々に金利が下がってきていることはそれは確かにそのとおりなんですが、私は、今の社会情勢、そして世界各国との比較から見れば、日本の、例えば出資法あたりで定めている金利といふのはまだまだ高い、こういうふうに言わざるを得ないと思想します。

これは、平成十一年の臨時国会で貸金業の規制

等に関する法律の一部が改正されまして、出資法での金利の上限が四〇・〇〇四%から二九・二%に引き下げられて、この法律が平成十二年六月一日から施行されているわけです。附則がありまして、この附則の第八条のところで、出資法の上限金利については、この法律の施行後三年を経過したときに見直す、こういうふうに規定されたわけです。

それで、この三年後ということで、昨年の平成十五年の通常国会で金利が下がるかと思っていましたが、必ずしもそういうふうにはなつてない。金利の二九・二%というのはそのままの状態になつてしまつております。同様に、昨年のこの法改正では、これは附則の十二条ですが、出資法の二十九・二%というのは、またこの施行後三年をめどとして見直しをするということで、いわば、三年と残念だというふうに思つております。

やはり諸外国から見て、二九・二%まで取つても罰せられないというようなことになつていて、そして、いわゆる、例えば利息制限法上は違法だけれども、刑事处罚の点、出資法の点では違法ではないといふことでのグレーゾーンが現に存在をしている。この点は、法律の専門家ならすぐ理解はできますが、一般の人にとって、民事上は違法だけれども、刑事上は違法ではないといふようなことを言つたって、なかなかこれは理解されない。

私は、基本的には、もうグレーゾーンというようなものは言うなら取つ払つて、金利の点についてはもつと引き下げるといふことが必要ではないかと思いますが、この点についてはどのように考へておられますか。

○樋渡政府参考人 ただいま委員の御指摘のところの経過を踏まえまして、議員立法によりこの出資法は改正されてきておりまして、昨年七月の議員立法によって成立しました改正の附則におきましても、御指摘のとおり三年間の見直し期間が設

けられているところでございます。

法務省といたしましては、資金需給の状況その他の経済金融情勢や貸金業者の業務の実態等を直接に把握する立場にはございませんが、国会等におきます種々の御議論を含め、これらの点に關す

る状況の推移を見守つていきたいと考えております。

○房村政府参考人 御指摘のように、民事訴訟法

では、「私文書は、本人又はその代理人の署名又は押印があるときは、真正に成立したものと推定する。」こう定めております。

これは、一般に、日本で文書を作成する場合に、これを自分がつくったということを明らかにしないつの政策的な点から見ても、グレーゾーン自体をなくしていく、あるいは出資法での金利を出さない、破産者をつくり出さない、こういうよ

うな一つの政策的な点から見ても、グレーゾーン引き下げる、こういう方向でぜひ検討をお願いし

たいというふうに思つております。

刑事局長は、もう答弁の方は結構でございま

す。ありがとうございます。

それからもう一つ、これまたなかなか難しい問題かと思ひますが、民訴法の二百二十八条の四項

という規定がございまして、これも時々国会の中で議論がなされている問題であります。要するに

この条項は、契約書面、金銭消費貸借の契約書面あたりに署名かあるいは押印がしてあるといふと

本人が承諾したものといふうに推定を働かせる、こういう規定なわけです。

推定が働くのですから、例えば、金融機関が

ろくな説明もしないで、とにかく判こだけ取り上げて判こだけつかせちゃうといふようなことに

なつたとしても、実際に裁判になると、現場の裁

判官あたりは、やはりこの二百二十八条の四項と

いう推定規定があるものですから、この反証がしつかりでききないと、消費者、借り主の方が敗訴してしまう。承諾していたんだ、こういうふうに

なつたとしても、実際に裁判になると、現場の裁

判官あたりは、やはりこの二百二十八条の四項と

いう推定規定があるものですから、この反証がしつかりでききないと、消費者、借り主の方が敗訴

てしまう。承諾していたんだ、こういうふうになつてしまつて、これでまた残念ながら続々と借

金の地獄の方に入つてしまつます。

特に気の毒だと思うのは保証人です。ろくな保証人の説明も受けていないにもかかわらず、いつも

うかと思います、知らない間に押されてしまふなど、それは事実上の推定でござりますので、現実

かにこれは私の判こだというようなことにでもな

ると、とんでもない保証債務をひつかぶるという実態がありまして、私は、この民訴法二百二十八条の四項というような推定規定はもうやめる、あ

るいは大幅な見直しをするということが必要ではないかと思いますが、この点はいかがですか。

○房村政府参考人 御指摘のように、民事訴訟法

では、とんでもない保証債務をひつかぶるという実態がありまして、私は、この民訴法二百二十八

条の四項というような推定規定はもうやめる、あ

るいは大幅な見直しをするということが必要ではないかと思いますが、この点はいかがですか。

○房村政府参考人 御指摘のように、民事訴訟法

では、「私文書は、本人又はその代理人の署名又

は押印があるときは、真正に成立したものと推定

する。」こう定めております。

これは、一般に、日本で文書を作成する場合に、これを自分がつくったということを明らかに

するために、その文書に署名をするかあるいは押印をするというのは一般的慣行でございます。そ

れを踏まえまして、その人が署名をしたりあるいは判こを押している、こういう場合には、その人

がその文書をつくったものだと推定するといふ

印をするというのは一般的慣行でございます。特に「推定」となつているのは、署名あるいは押印後に変

造したような場合がありますので、そういう場合に備えて「推定」ということにしているわけでござります。ですから、ある意味では、この民事訴

訟法の規定そのものはごく当たり前のことを規定

しているにすぎないわけでございます。特に「推定」となつているのは、署名あるいは押印後に変

造したような場合がありますので、そういう場合に備えて「推定」ということにしているわけでござります。ですから、ある意味では、この民事訴

訟法の規定そのものはごく当たり前のことを規定

しているにすぎないわけでございます。特に「推定」となつているのは、署名あるいは押印後に変

造したような場合がありますので、そういう場合に備えて「推定」ということにしているわけでござります。ですから、ある意味では、この民事訴

訟法の規定そのものはごく当たり前のことを規定

しているにすぎないわけでございます。特に「推定」となつているのは、署名あるいは押印後に変

造したような場合がありますので、そういう場合に備えて「推定」ということにしているわけでござります。ですから、ある意味では、この民事訴

訟法の規定そのものはごく当たり前のことを規定



のところに、本当にこの破産申立人ははじめて返済してくれるかどうかという、返済能力あるいは返済計画、そういう点もこの二十三条では考慮するんだ、こういう趣旨なんでしょうか。

○房村政府参考人 国庫仮支弁をいたします費用は破産の手続費用ということになりますので、最終的には破産財団の負担になるものでございます。おっしゃっております返済資力ということは、結局、破産財団の財産の状況ということにこの条文上はなろうかと思いますので、当然、それを考えて、破産財団が手続費用も賄えなければ廃止事由でございますので、そういう面で考慮されるということにならうかと思います。

○松野(信)委員 この仮支弁、先ほど申し上げたように、いわゆる消費者破産のような形で予納金が一万円ぐらい、すぐ同時廃止で終結するというようなケースであれば、ほとんどこれを活用するという意味合いはないと思うんです。

だけれども、ケースによつては、それこそ個人の人でも二十万、三十万、ちょっと財産を持つているというような形であれば何十万か納めなきやならないというようなケースもありますし、また、中には、例えば悪徳商法をやっている会社がないで、さんざん被害をあちこちに出している。昔いうならば、例えば豊田商事という悪徳商事会社があつたわけですね。被害者がたくさん出てきたので、これをとにかく断ち切らなきやいけないということで、豊田商事の会社の場合は被害者の人たちが破産の申し立てをしかけたというケースでありまして、つまり債権者申し立てによる破産申し立てになつたわけであります。

そういう場合は、特に旧法であるならば必ず予納金を納めなきやいけないもし予納金を納めなければ却下する、破産申し立て自体を却下されてしまうという仕組みになつてゐるわけで、そうすると、債権者とはいへ被害者の人たちが予納金まで出さなければいけないという大変厳しい状況になつていただけであります。

商法、悪徳商事会社あたりの破産申し立てをするのはどういうところにあるのか、御説明ください

というような場合には、ぜひこの国庫仮支弁あたりを積極的に活用するというのが、ある意味では被災者に対する一定の支援というか援助にもなるんではないかと思いますが、こうしたような活用というのは考えておられますか。

○園尾最高裁判所長官代理者 これは、国庫仮支弁を認める要件の解釈問題ということになりますので、それぞれの裁判体での判断ということになりますが、現実に、ただいま御指摘のような債権者申し立て事件についての予納金をどうするかということになりますと、まず一番最初に検討されるところは、財団がどのように集まるか、それから、その点についてどの程度の当初の費用があるわけですが、現実に、ただいま御指摘のようないくつかかるかというような、厳密ないわば見積もりといふところをしつかりやるというところが一番重要なことも通じて、一般的には、これまで予納金についてできる限り柔軟性のある解釈をやっていこうじやないかということで最近では研究は進められているところなんですが、これを国庫仮支弁で一般的に賄えるかどうかということになりますと、少なくとも今までの裁判体の解釈としては、法律の制度も違いましたからそのような運用はされていないわけですが、今後も、この制度の趣旨の問題の解釈としての研究課題になるというように考えておりますが、一般的に、そのような形で広く国庫仮支弁の制度を使っていくということは、破産費用の準備の問題としては解釈上難しい問題も出てこようかというようには考えております。

○松野(信)委員 予納金の点はこれくらいにいたしまして、次に、実務的に言いますと、破産の申し立てをして、しかし、実際、債権者の方からやかましくいろいろと取り立てを受けるということで円滑な破産手続に支障を来すという場合もあり得るわけ

で、現にそういうケースが散見されております。

私自身の経験でも、破産申し立てして、代理人の方から破産申し立てをして、代理人に立てはやめてくださいというような通知を債権者に出すわけですね。そうすると、大概の債権者は、そうかということで、後は裁判所の指示に従うというのが通例ですけれども、一部の悪質な債権者の中には、そういうようなのを無視して直接

に債務者のところに出かけていつて、破産なんか知らぬぞ、とにかくおれの分だけ強制的に取り立てる、こういうようなことで、いろいろな形で圧力、本人に対する圧力、周辺、家族に対する

圧力、中には暴言あるいは逮捕監禁に至るようなケースもあるわけで、そういうような悪質な債権者に対する対抗措置、これはやはりしっかりと立てる必要がある。これは從来から言われていたわう取り扱いの差があつたわけでございますが、今回の法案の二十三条の費用の仮支弁におきましては、申立人が債権者であるか債務者であるかを問わざる原則として費用を予納していただくということにいたしまして、そのいずれの場合であつても、この法律に書かれていますよな、申立人及び利害関係人の利益の保護のため特に必要があると認めるときには国庫仮支弁ができる、こういう形にしたわけでございます。これは、破産手続が債権者または債務者を初めさまざまな利害関係人の利益を調整するとともに公益的な要素をも含む手続である、こういうことに着目いたしました。申立人が債権者の場合であれ債務者の場合であれ、そういう必要性の高い場合には国庫仮支弁の制度を活用できるようにして、こういうことでござります。

○松野(信)委員 ありがとうございました。

予納金の点はこれくらいにいたしまして、次に、実務的に言いますと、破産の申し立てをして、しかし、実際、債権者の方からやかましくいろいろと取り立てを受けるということで円滑な破産手続に支障を来すという場合もあり得るわけ

で、現にそういうケースが散見されております。

要件といたしましては、「破産者又はその親族その他の者に破産債権を弁済させ、又は破産債権につき破産者の親族その他の者に保証をさせる目的で、破産者又はその親族その他の者に対し、面会を強請し、又は強談威迫の行為をした者は、三年以下の懲役若しくは三百六十円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。」と、相当重い刑罰をもつて臨むということとしております。

○松野(信)委員 私も、この二百七十五条が新設をされるということで、この点は非常に評価できるというふうに考えております。

そこで、この要件について、少し確認をしておきますが、「破産者又はその親族その他の者」というのが入つております。破産者とかその親族というものはわかるんですが、「その他の者」については、この「その他

の者」というのは、具体的にはどの程度の人を考えておられるのか。

実際には、よくあるケースでは、破産者が勤務をしている勤務先に出かけていつて、同僚とかあるいは上司とかそういうのに、わあわあ言つて弁済を迫るとか、中には、それこそ友人、知人にまで行つて弁済を迫るというようなケースも散見されます。

○房村政府参考人 この二百七十五条の「その他の者」には、ただいま例に挙げられました、例えば同僚であるとか友人、あるいは同居している人、そういうような人を広く含むということで考えております。

〔漆原委員長代理退席、委員長着席〕

○松野(信)委員 そうすると、「その他の者」というのは、割合幅広く解釈していいのかなという気がいたします。

それから、この二百七十五条の条文を見る限り、一定の目的というのが書いてあるわけです

ね。目的罪になつていて、弁済をさせる目的あるいは保証をさせる目的といふことで、面会の強請とか強談威迫、こういうふうになつていています。

しかし、現実には、債権者の中には、弁済の目的とか保証をさせる目的とかいう場合ももちろんあるわけですけれども、それ以外にも、まさに腹立つて、けしからぬと、うことで、単なる嫌がらせとか思われないようなケース、こういうのも現実にあるわけです。まさに痛めつけてやれということで、それこそ無言電話をかけてくるとか、まさにつけ回すみたいな形でやつてくる場合も現実にはあるんです。

そうすると、そういう場合は、弁済の目的もない、保証の目的もないということで、単なる嫌がらせみたいなケースは、ちょっとこの二百七十五

条では助からないかな、そういう嫌がらせ的なもの、終局的には、やはり弁済をさせようという意図があるというふうに広く解釈して、これでいけ

れるものですから、この二百七十五条で言う「その他の者」というのは、どの程度の範囲のことをお考えになつているのか、よろしくお願ひします。

○房村政府参考人 今回、この条文が置かれましたのは、まさに破産手続が進んでいる、あるいは免責がなされたにもかかわらず弁済を求める、あるいは保証をさせる、そういう目的のもとに、このような面会の強請とか強談威迫をするという場合が处罚に値するということでございますので、これはやはり、法律上の必要な要件でございま

す。

あと、具体的に、実際に債権者が行う場合には、それは腹立ち紛れの要素もあるでしょうから、これは、結局は事実認定の問題ということになりますが、やはりそういう目的がなければ、それがこの条文には該当しない。そのような場合は、別途また別の警察法規なり、そういうたもののがあります。これはやはりそういう目的がなければ、それは、これは、救済の幅を広げております。

○松野(信)委員 ありがとうございます。

それから、そういう不当な取り立てをするといふようなケースとはまた別に、例えば同時廃止になる、その後、免責の手続に移行する、こういうときには、金融機関、債権者の中には、強制執行していくというケースがあります。

具体的に、免責手続中に、例えば裁判所から任意弁済をしなさいということで、給料の中から積み立てをしたり、債権者に何%かでも配当しようとして、けしからぬと、うことで、単なる嫌がらせなどをしてくるということがあります。これが強制執行命令を出す裁判所、これは実際は別々の裁判所になつていてるわけですから、強制執行命令を下す裁判所が、当該債務者、実はこれはもう破産して今免責手続中だということは、言うなれば、あるかないというケースが実際のところは多い

新法では、こういうような、つまり免責手続中に強制執行していくということに対してもどのよう

○房村政府参考人 御指摘のように、現行法におきましては、破産手続中は個別的な権利行使は禁止されますが、破産手続が終了してしま

ますと、免責手続が残つておりますと個別執行が可能になつてしまふ。その結果、強制執行等が行われて、債務者の経済生活の再生を妨げるとい

う指摘がございました。

そのことから、今回の改正法案におきましては、破産手続が終了した場合であつても、免責許可の申し立てがあるときには、その免責許可の申

し立てについての裁判が確定するまでの間、新たな強制執行等や国税滞納処分を行ふことを禁止す

るということにいたしまして、債務者の再生を助けるということを考えております。

また、あわせて、破産の申し立てがあれば原則として免責の申し立てがあつた、こういう扱いをすることにして、救済の幅を広げております。

○松野(信)委員 強制執行の禁止ということで、それは二百四十九条に新たに設けられているだらうと思います。これはこれで、従来になかつた新しい制度ということで、この点も私は評価できる

というふうに思います。

それで、具体的に、例えば破産裁判所とそれから強制執行の命令を出す裁判所、これは実際は別々の裁判所になつていてるわけですから、強制執行命令を下す裁判所が、当該債務者、実はこれはもう

破産して今免責手続中だということは、言うなれば、あるかないというケースが実際のところは多い

これまでよく見られたわけであります。

○園尾最高裁判所長官代理者 現在も生じておる問題ということになりますが、現在は、少額管財

手続などで管財人を選任して、管財人から書面を出していくということで対処するわけですが、新しく申立人側から停止ができるという規定ができる

ましたその運用といたしましては、やはり申し立て代理人が停止の関係の書類を出していくというものが原則になつていこうというように思つてゐる

わけですが、これを本人でやる場合にどうするのかといふことに関しましては、よく手続教示をしないかないと、時期がおくれてしまつますと間に合わないということになりますので、この点については工夫をしていかなければいけないというよう

うに考えております。

○松野(信)委員 恐らく、破産申し立てについてちゃんと代理人がついているというようなケース

ですと、例えば免責審尋しているうちに給料で差し押さえを受けたということになれば、その旨を破産申し立ての代理人に告げれば、それは多分、代理人の人が、それはもう、新法によれば、そういう強制執行といふのは効力がないというのがありますので、これは多分、この人は破産免責申し立て中だということで、例えば上申書あたりを強制執行した方の裁判所に出すということです、これはどうなんでしょうか、取り消しという格好にならうか、あるいは、もう当然に、出せば無効だと

いうふうに取り扱ってくれるんでしようか。その辺の実務上の取り扱いはどうなるんでしょうか。○房村政府参考人 今回の改正によりまして、免責の申し立てがある場合にはその裁判の確定するまで執行は禁止されておりますので、執行障害事由ということになりますから、仮に執行裁判所がその事実がわからなくて行つた場合にも、本来の効力は生じていないはずだろうと思います。

ただ、それを明らかにするために念のために取引を下すかどうかと、必ず第三債務者、つまり勤め先のところに通知が届くわけです。そうすると、勤め先としては、そういう通知が来れば、例えば四分

の一つは差し引いて残りの四分の三しか払わない、こういう措置をすることになるわけですから、少なくとも第三債務者のところに、やはりきちんとした形で、この差し押さえは新法の二百四十九条に反するものだった、実はおたくの会社に勤めていた方は免責手続中であって、さきに出した給料の差し押さえの命令というものは実は無効ですか、天引きしないでよろしい、例えばそういうような通知なり何なりをやはり出してもらわないと、第三債務者の、いわゆる債務先の人は対応できません、いだろうと思うんで、その辺の整備というのをきちんとやつてもらいたいと思いますが、この点はどうですか。

○園尾最高裁判所長官代理者 執行を停止するか、とめるべきかというようなことに応じて、例えば執行を取り消す、それ以降については執行を認めないという趣旨であれば、第三債務者に対しても通知をするというような運用をしていくことになろうかというように思つておりますが、今後の運用の検討課題として考えていいかと思つております。

○松野(信)委員 この問題は債務者本人も、それから第三債務者の、つまり勤め先の実際の処理に当たつても、小さい問題といえば小さい問題かもしれないが、実務的には非常に気を使つてあげなければいけない問題だろうと思うので、運用の面でスムーズにくくよう、ぜひこの点はお願ひしたいというふうに申し上げておきたいと思ひます。それから、実務的には免責に関する法律上の手続ではありませんが、これまで、破産申し立てして審尋あたりを受けて、裁判官から、一定の配当を任意にやつてください、正式に破産管財人をつけて破産管財人が換価処分をして配当手続をするといふものではないけれども、例えば破産の債権額の一割ぐらい何とか給料の中から積み立てをして、半年間でも積み立てれば一割ぐらいは積み立てできるでしょう、そういうふうな積み立てをすれば、あなたの場合はスムーズに免責を認め

てあげますよ。こういうような裁判実務が、恐らくこれは全国各地で、特に少し前まではなされていました。

これは、必ずしも法律上そういう規定はないんですけれども、実務的な運用というか慣行というか、任意弁済をすれば免責を認めてあげますよと、いう方向でなされる。あるいは、あなたは破産申請されておりましたが、最近では特に、余り立してして、債権者の方にはもう全然払わなくて済むようになったから、結構いい給料でもらつていると、その給料の中からしつかり積み立てをしなさい、債権者におわびの意味も兼ねて一割ぐらいは配当したらどうですか。

現実に、裁判官の方からそういうふうに言われて、代理人の方も、はいわかりましたということになりましたが、この問題について解消してはどうかという検討課題に弁護士会との間で取り組みの規定はないけれども、実際よく行われてきたわ

けであります。

ただ、こういうやり方が本当にいいのかどうか、必ずしも法律上の要請ではないわけです。し

かも、裁判所によって、また裁判官によつても、積み立ての金額をどの程度にするか、これは確固たる基準があるわけですから、どう

もその場その場の裁判官の判断で積立額が多かつたり少なかつたりというようなことも見受けられ

ますて、余り適切なやり方ではないんではないかなど、私自身は日ごろからそう思つていたんです

が、余り裁判官に逆らうのもいかがかと思つて、そのまま従つていただけです。

そういうような実務の慣行というものを新法後もやはり続けるのかどうなのか、その点、率直にいかがでしょうか。

○園尾最高裁判所長官代理者 大変重要な実務上の問題点について御指摘を受けました。

そのまま従つていただけます。

そこで、その対処策として広がつていったわけですが、これは全国各地で、特に少し前まではなされていました。

御指摘のように、法律の定めがないのに裁量で

実施しておるというところから、広がり過ぎはし

ないか、あるいは率についてばらつきがあり過ぎ

やしないかというような問題点、その他の問題点

か、任意弁済をすれば免責を認めてあげますよと

いう方向でなされる。あるいは、あなたは破産申

し立てして、債権者の方にはもう全然払わなくて

済むようになったから、結構いい給料でもらつ

ていると、その給料の中からしつかり積み立てを

しなさい、債権者におわびの意味も兼ねて一割ぐ

らいは配当したらどうですか。

現実に、裁判官の方からそういうふうに言われて、代理人の方も、はいわかりましたということで

やしないかというような問題点、その他の問題点

か、任意弁済をすれば免責を認めてあげますよと

いう方向でなされる。あるいは、あなたは破産申

し立てして、債権者の方にはもう全然払わなくて

済むようになったから、結構いい給料でもらつ

ていると、その給料の中からしつかり積み立てを

しなさい、債権者におわびの意味も兼ねて一割ぐ

らいは配当したらどうですか。

現実に、裁判官の方からそういうふうに言われて、代理人の方も、はいわかりましたということで

やしないかというような問題点、その他の問題点

か、任意弁済をすれば免責を認めてあげますよと

いう方向でなされる。あるいは、あなたは破産申

し立てして、債権者の方にはもう全然払わなくて

済むようになったから、結構いい給料でもらつ

ていると、その給料の中からしつかり積み立てを

しなさい、債権者におわびの意味も兼ねて一割ぐ

らいは配当したらどうですか。

現実に、裁判官の方からそういうふうに言われて、代理人の方も、はいわかりましたということで

やしないかというような問題点、その他の問題点

か、任意弁済をすれば免責を認めてあげますよと

いう方向でなされる。あるいは、あなたは破産申

し立てして、債権者の方にはもう全然払わなくて

済むようになったから、結構いい給料でもらつ

ていると、その給料の中からしつかり積み立てを

しなさい、債権者におわびの意味も兼ねて一割ぐ

らいは配当したらどうですか。

現実に、裁判官の方からそういうふうに言われて、代理人の方も、はいわかりましたということで

やしないかというような問題点、その他の問題点

か、任意弁済をすれば免責を認めてあげますよと

いう方向でなされる。あるいは、あなたは破産申

し立てして、債権者の方にはもう全然払わなくて

済むようになったから、結構いい給料でもらつ

ていると、その給料の中からしつかり積み立てを

しなさい、債権者におわびの意味も兼ねて一割ぐ

らいは配当したらどうですか。

現実に、裁判官の方からそういうふうに言われて、代理人の方も、はいわかりましたということで

やしないかというような問題点、その他の問題点

か、任意弁済をすれば免責を認めてあげますよと

いう方向でなされる。あるいは、あなたは破産申

し立てして、債権者の方にはもう全然払わなくて

済むようになったから、結構いい給料でもらつ

ていると、その給料の中からしつかり積み立てを

しなさい、債権者におわびの意味も兼ねて一割ぐ

らいは配当したらどうですか。

現実に、裁判官の方からそういうふうにと言われて、代理人の方も、はいわかりましたということで

やしないかというような問題点、その他の問題点

か、任意弁済をすれば免責を認めてあげますよと

いう方向でなされる。あるいは、あなたは破産申

し立てして、債権者の方にはもう全然払わなくて

済むようになったから、結構いい給料でもらつ

ていると、その給料の中からしつかり積み立てを

しなさい、債権者におわびの意味も兼ねて一割ぐ

らいは配当したらどうですか。

現実に、裁判官の方からそういうふうにと言われて、代理人の方も、はいわかりましたということで

やしないかというような問題点、その他の問題点

か、任意弁済をすれば免責を認めてあげますよと

いう方向でなされる。あるいは、あなたは破産申

し立てして、債権者の方にはもう全然払わなくて

済むようになったから、結構いい給料でもらつ

ていると、その給料の中からしつかり積み立てを

しなさい、債権者におわびの意味も兼ねて一割ぐ

らいは配当したらどうですか。

現実に、裁判官の方からそういうふうにと言われて、代理人の方も、はいわかりましたということで

やしないかというような問題点、その他の問題点

か、任意弁済をすれば免責を認めてあげますよと

いう方向でなされる。あるいは、あなたは破産申

し立てして、債権者の方にはもう全然払わなくて

済むようになったから、結構いい給料でもらつ

ていると、その給料の中からしつかり積み立てを

しなさい、債権者におわびの意味も兼ねて一割ぐ

らいは配当したらどうですか。

現実に、裁判官の方からそういうふうにと言われて、代理人の方も、はいわかりましたということで

やしないかというような問題点、その他の問題点

か、任意弁済をすれば免責を認めてあげますよと

いう方向でなされる。あるいは、あなたは破産申

し立てして、債権者の方にはもう全然払わなくて

済むようになったから、結構いい給料でもらつ

ていると、その給料の中からしつかり積み立てを

しなさい、債権者におわびの意味も兼ねて一割ぐ

らいは配当したらどうですか。

現実に、裁判官の方からそういうふうにと言われて、代理人の方も、はいわかりましたということで

やしないかというような問題点、その他の問題点

か、任意弁済をすれば免責を認めてあげますよと

いう方向でなされる。あるいは、あなたは破産申

し立てして、債権者の方にはもう全然払わなくて

済むようになったから、結構いい給料でもらつ

ていると、その給料の中からしつかり積み立てを

しなさい、債権者におわびの意味も兼ねて一割ぐ

らいは配当したらどうですか。

現実に、裁判官の方からそういうふうにと言われて、代理人の方も、はいわかりましたということで

やしないかというような問題点、その他の問題点

か、任意弁済をすれば免責を認めてあげますよと

いう方向でなされる。あるいは、あなたは破産申

し立てして、債権者の方にはもう全然払わなくて

済むようになったから、結構いい給料でもらつ

ていると、その給料の中からしつかり積み立てを

しなさい、債権者におわびの意味も兼ねて一割ぐ

らいは配当したらどうですか。

現実に、裁判官の方からそういうふうにと言われて、代理人の方も、はいわかりましたところでございま

す。しかし、田舎の方に行きますと、なかなか少

額管財事件というのは必ずしもまだ浸透している

とは言えないと思います。まだまだ任意弁済の積

立金を指導して、事実上の配当のような形をして

いる、こういう運用があると思います。

こういうような運用というのは、率直に言うと

余り感心はしないなというのが率直なところでし

て、中には、それは明らかに免責不許可に該當す

やしないかというような問題点、その他の問題点

か、任意弁済をすれば免責を認めてあげますよと

いう方向でなされる。あるいは、あなたは破産申

し立てして、債権者の方にはもう全然払わなくて

済むようになったから、結構いい給料でもらつ

ていると、その給料の中からしつかり積み立てを

しなさい、債権者におわびの意味も兼ねて一割ぐ

らいは配当したらどうですか。

現実に、裁判官の方からそういうふうにと言われて、代理人の方も、はいわかりましたところでございま

す。しかし、田舎の方に行きますと、なかなか少

額管財事件というのは必ずしもまだ浸透している

と思います。

あるというようになっておりますので、今後も大

事な検討課題ということで研究を進めていくよう

にしたいと考えております。

○松野(信)委員 ぜひ、その点、今後も重要課題で対応していただきたいと思います。

それから次に、自由財産の範囲が拡大した、これは新法で言うと三十四条以下にあるわけですが、これでも、これも、もう既に審議の中でも別の委員も取り上げていたと思いますが、これはこれで非常に結構なことだ、賛成をしたいと思います。そこで、念のためにちょっと確認をしておきまですが、民事執行法百三十一条の三号に規定する額に二分の三といいますか五割増しだ、こういうことにになっているんですが、しかし、中には、どうも免責が不許可になりそうかあるいはそれに近いような、余り誠実とは思えないような破産者の方もおられる。そういうような場合の方にもやはりこの規定を適用して、自由財産の範囲といふのは拡大をするのか。あるいはこれはもう言うならば最低額だということであるならば、じゃ、上限というのははどういうふうに考えておられるのか、この点はどうでしょうか。

○房村政府参考人 この自由財産の範囲でござい

ます、これは、強制執行の差し押さえ禁止財産は、破産法において自由財産ということにしておりましたので、強制執行の方が、昨年の改正に伴いまして、ことしの四月一日から一ヶ月分、具体的な額としては六十六万円ということになりました。

やはり、個別執行の場合に比べますと、包括執行である破産においては、全財産の管理処分権を失うということもありますので、やはり生活維持のために必要な額というのは個別執行よりも多いだろうということから、個別執行が二ヶ月であるとしたわけでございます。この額は、一律にそういうことを定めておりますので、個別的な破産者の状況によって変わるということはありません。

ただ、破産者の中には、例えば扶養家族が非常に多いとか、収入の道が当面なくて、通常の場合に比較してやはり自由財産がこの額では足りない、こういう場合もございますので、そういう場

合には、裁判所がそういう個別的状況に応じまして自由財産の範囲を拡張することができるとい

う、拡張の裁判を今回新たに設けました。これはまさに、個別事情に応じて裁判所の方で判断していただくということになりますので、特に法律の

方で上限というものは定めておりません。

○松野(信)委員 そうすると、上限を定めていないとすると、ある意味では青天井みたいな形にならぬかな。債権者から見ますと、それは本当に気の毒な破産者、債務者の場合もあるし、そういう場合で、例えば扶養家族も多くてこれは大変だ、そういうのがよくわかるようなケースであれば、恐らく債権者も納得するだろう。しかし、そうでない、何か余り誠実とも思えない破産者、場合によつては、何だ、破産してからもしようつちゅうパンコなんかに行つてゐるじゃないか、そういうのが見られたりしますと、やはり債権者の方も快く思わない。

自由財産をふやすということについては、大変批判もあるうかと思うので、「財産の範囲を拡張することができる。」といふに三十四条の四項でうたつておりますと、これはこれで私は適切だと思いますが、やはり債権者の方の態様、それから債務者の方にも多少問題のある人もある、こゝういう点も考慮して、一定のガイドラインのようないふらもう一つ。そういう、幾らにするのかどうかの意見を裁判所の方でも御検討されたらどうだろ

うか。個々の裁判官にもそれはもう任せ切りといふようなことははどうかな。一定のガイドラインあたりを御検討するお考えはないのかどうか。それからもう一つ。そういう、幾らにするのかどうかの意見を聞きながら、適切な運用をしていくという方向で検討をしておるということです。

○松野(信)委員 三十四条の五項を見ますと、「裁判所は、前項の決定をするに当たつては、破産管財人の意見を聽かなければならない。」といふことですか、確かに、これは破産管財人の意見は聽取される。しかし、破産管財人が確實に債権者の皆さん方の意見をしっかりと聞いて、そういうのを踏まえて意見を言うかどうか、そのところは、必ずしも私は担保されていないのではないかなどといふふうに思うので、この辺は実務上の運用ということにもなるかと思いますが、やはり債権者としては、債務者のいろいろな態様にもよると思いますけれども、いろいろ意見を言いたい、何でこういうけしからぬ破産者に自由財産をそんなにたくさん与えるのか、こういう向さもないわけではないだらうと思うので、実務的には、しっかりと債権者の意見も反映するような形でお願いをしたいと思います。

○園尾最高裁判所長官代理者 自由財産の拡張の裁判の運用につきましては、これは申立人側の手続の進行の予測という面から見まして、予測可能

性が一定程度ある手続にしていかなければいけない

まい

ます。

それから、敷金についてでございますが、これについては、従前は、敷金返還請求権は、停止条

件つきの債権といふことになりまして、停止条件が成就した場合に、破産債権として割合的な弁済を受けるといういとどまるということになつてお

りましたが、今回、敷金返還請求権について保護

を厚くするという趣旨から、敷金返還請求権を有

およそ、よそはこのようにしておつて自分のところはこのようになつておるということで、確実に一つの線ということではありませんが、おおよそこのような方向で検討してはとう、そのようなものを見つけてみようということで、既に研究を

始めております。

高等裁判所所在地の八地裁と大規模厅五厅を加えた十三地裁で既に研究を重ねておりまして、これについては、弁護士会にも情報を提供して御意見をいただいておるということでございまして、そのような研究を通じて、全国おおむね足並みのそつた運用ができるいく、そのような研究をしていこうという機運が盛り上がりつつおるところでございます。

債権者の意見を反映するということは、これは適正な裁判をする上でぜひとも必要なことでございますが、幸い、どの事件にもこの拡張の裁判をする場合には管財人が選任されておりますので、この管財人が債権者の意見を把握するという立場にありますので、裁判所としては、管財人の意見を聞きながら、適切な運用をしていくという方向で検討をしておるということです。

○松野(信)委員 三十四条の五項を見ますと、「裁判所は、前項の決定をするに当たつては、破産管財人の意見を聽かなければならない。」といふことですか、確かに、これは破産管財人の意見は聽取される。しかし、破産管財人が確實に債権者の皆さん方の意見をしっかりと聞いて、そういうのを踏まえて意見を言うかどうか、そのところは、必ずしも私は担保されていないのではないかなどといふふうに思うので、この辺は実務上の運用ということにもなるかと思いますが、やはり債権者としては、債務者のいろいろな態様にもよると思いますけれども、いろいろ意見を言いたい、何でこういうけしからぬ破産者に自由財産をそんなにたくさん与えるのか、こういう向さもないわけではないだらうと思うので、実務的には、しっかりと債権者の意見も反映するような形でお願いをしたいと思います。

それから次に移りまして、賃貸借と破産、この問題について御質問したいと思います。

賃貸借と破産の問題については、賃貸人が破産する場合、それから賃借人が破産する場合、それぞ二通り考えられるわけですから、まず、これはこれで重要な問題ですし、法的にも手当をしなければいけないと思います。

それで、賃借人の保護という観点から見ると、確かに從前どおりそこに賃借できる、居住ができるかという問題が一つと、それから、預託をしている敷金、破産ないし民事再生している賃貸人に預託している敷金というものがしつかり保全されるかどうか、この二点が恐らく最も関心のあるところだろうと思います。この点は、新法ではどういうふうに手当てるとしているんでしょうか。

○房村政府参考人 賃貸人が破産した場合の賃借人の保護でございますが、まず最初の、引き続き利用できるかどうかという点について御説明いたしましたが、現行法では、賃貸人が破産した場合には、破産管財人は、破産法上、特別の解除権があります。この点については、賃借人の保護に欠けるという指摘がございましたので、今回の改正案におきましては、そういう賃貸借の場合、例えば建物の引き渡しを受けているというような、第三者に対抗することができるという場合には、従前与えられておりました破産管財人の解除権は認められないということにいたしまして、引き続き利用できるようについての保護を図つております。

それから、敷金についてでございますが、これについては、従前は、敷金返還請求権は、停止条件つきの債権といふことになりまして、停止条件が成就した場合に、破産債権として割合的な弁済を受けるといういとどまるということになつてお

りましたが、今回、敷金返還請求権について保護

を厚くするという趣旨から、敷金返還請求権を有



勵省大臣官房審議官金子順一君及び厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長塩田幸雄君の出席を求め、説明を聴取いたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

○柳本委員長 御異議なしと認めます。よって、  
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕  
そのように決しました。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○柳本委員長 次に、お諮りいたします。

本日最高裁半井専務総理山崎家辰長から出席説明の要求があるので、これを承認するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕  
○柳本委員長 御異議なしと認めます。よって、  
そのように決しました。

○柳本委員長 質疑の申し出がありますので、順

○泉(房)委員 次これを許します。泉房穂君。  
民主党的泉房穂です。今から三十分間質問をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

きょうのテーマも成年後見制度についての質問です。本国会になりましてからこれで四回目の質問となります。これまでの答弁を踏まえまして、その後の検討状況等の確認もさせていただきたいと思いますので、前向きな御答弁、ぜひともよろ

私もこのゴールデンウイークにも、自分が受け持つてはいる成年後見人のところ、特別養護老人ホームを三ヵ所回ってきて、お会いしてきました。また、新しく二件、成年後見の申し立てもいたしました。そういった中で、現場の生の声をいろいろ聞く中で、どうしてもこの成年後見制度については飛躍的な質量とともに充実化が必要であると、本当に改めて強く思いました。

これまでも既にお話しさせていただいています  
が、この成年後見制度については、なかなか関係各省の努力が私から見ればまだまだ不十分で、これからだと思われるを得ません。潜在的な利用者

社会というものはできる限り、何か不幸にして番私は大事だと思います。具体的な場面を想定するべきなのであります。何度も申し上げます。この成年後見制度というものは、単なる何かサービスの一つというものではありません。まさに、当の本人がどういう生き方をしていくかということを当の本人が決めていくことの問題であるわけでありまして、ホームヘルプサービスなり金銭管理というような何かサービス的なものの横に位置づくものではなく、その前提となるものだと思いまます。

そして、どうしてこれが必要かという認識が一番私は大事だと思います。具体的な場面を想定するべきなのであります。何度も申し上げます。この成年後見制度というものは、単なる何かサービスの一つというものではありません。まさに、当の本人がどういう生き方をしていくかということを当の本人が決めていくことの問題であるわけでありまして、ホームヘルプサービスなり金銭管理というような何かサービス的なものの横に位置づくものではなく、その前提となるものだと思いま

具体的な場面を考えればいいわけでありまして、一番端的な例は、年をとつてまだらぼけが始まつて痴呆が進みかけた方に関して周りの方があのまま地域で暮らそうと本人が思つていても、御家族としてはやはり施設の方が安心だというふうに思います。そのときに、本人が地域で暮らしたいのであれば、家族を説得してでも、場合によつては家族の反対を押し切つても地域で暮らすし続けるようにしていくシステムが必要であります。

施設に入った場合、私も、私の後見業務もほとんどそうなんですが、三千万、五千万の預貯金がある、そのお金を活用すれば御本人の残りわずかな人生をもっと充実して生きられるかなと思います。しかしながら、御家族としては、そのお金を使うことについてはやはり抵抗感をお持ちの御家族が多いわけです。そういつたときに、御本人のお持ちの預貯金を本人のために使うようなことを保障していく必要がある、そう思うわけであります。

私が言つてゐる成年後見制度というのは、そういった場面において御本人の意思を優先していくシステムをつくるという趣旨で言つてゐるつもりであります。そこはぜひとも、そのような趣旨でお受けとめいただきたいと思います。

それでは、具体的な質問に入らせていただきます。

まず、厚生労働省に関しまして、これまでの答弁におきまして、坂口厚生労働大臣みずから、本当に心を入れかえて頑張るとまで、本当にありがとうございました。その後、一定期間たいお言葉をいただきました。その後もたつております。検討も進んでいますので、具体的な対策、検討状況等をお述べいただきたいと存ります。

○金子政府参考人 お答え申し上げます。  
今先生から御指摘をいただきましたように、介護保険制度の中でも、必要なサービスを適切に利用いただくためにはさまざまな前提条件というものがあるんだろうというふうに考えております。その中で、わけてもやはり大切なのは、権利擁護の仕組みということだろうと思つております。痴呆性の高齢者の方など判断能力が不十分な方々が、人間としての尊厳が損なわれたり財産侵害を受けたりということがないよう、御案内とおり、介護保険制度と時を同じくしまして成年後見制度がスタートしたわけでございます。  
厚生労働省におきましても、これも何度も御答弁申し上げておりますが、成年後見制度利用支援



が、やはりお金がかかる、どうしてそんな自分でお金を払わなきやいけないのかという素朴な疑問をよく聞きます。なぜお金がかかるかというと、別に何かどこかにかかるわけじやなくて、実際はお医者さんに払うお金がほとんどであります。鑑定書とか診断書というお医者さんの書く書面のためにお金が必要るわけであります。

鑑定書につきましては、運用上、もう要らないというような運用も実際なされておりますが、診断書につきましては、運用上、かなりの場面において診断書だけはせめて出してくださいというふうに裁判所は言う場面がほとんどです。しかしながら、私がかかわった最近の事例でも、先天性の、生まれつきの重度の知的障害の方の場合、入所するに当たって、判定書もありま

す、医師の診断もあって、その方については、残念ながら一生その状況は変わりませんといふな判定も下されているわけであります。

そういう方に対し、成年後見制度を利用されるからといって、改めて医師の診断書が必要だろうかと。必ずしも医師の診断書でなくとも、その他公的な書面によつて代用すれば、お金をかけずにこの成年後見制度が利用できるんだと私は本当に思うわけです。しかしながら、なかなか実務あるとか横に倣えのところがありまして、なかなか御理解いただけない場面があります。

この点、確認したいのは一点であります。

法的には、診断書というものは要求されておりません。慣行として診断書を利用する場面が多いということだと思います。ですので、診断書にかわるような何か、裁判官が審判するに当たつてそれを審判し得るに足りる資料があれば、必ずしも診断書がなくてもそれは審判可能であると思いますが、その点、確認の答弁をお願いいたします。

○山崎最高裁判所長官代理者 後見開始の審判につきましては、もう委員御案内のとおり、本人を保護するものであると同時に本人の行為能力を制

限するものでございますから、本人の精神状況についての判断を信頼性の高い資料に基づいてより慎重に行い、本人の利益を保護する必要があるわけでございます。この判断は、基本的には医学的な判断を基礎に行われるものでございますので、家事審判規則二十四条により、開始の審判をするには医師等の鑑定を実施することを原則としているものでございます。

ただ、同条のただし書きでも、明らかにその必要がないと認められるときはこの限りでないとして、鑑定をせずに後見開始の審判をすることも可能とされておりますが、その判断は客観的に確実な資料に基づいて行われるべきことになります。もつとも、この客観的に確実な資料といたしましては、診断書に限られるわけではございません。どのような資料に基づいて判断するかは具体的な事案における裁判官の判断事項と考えられますので、事案によっては御指摘のように、その他の資料、客観的に確実な資料等に基づいて判断されることもありますと考へております。

○泉(房)委員 必ずしも診断書を必要とするわけではないという答弁であったと理解します。

それから、診断書について一点だけ申し添えておきます。

これも、最近精神科のお医者さんから相談を受けたのですが、診断書、これは書式がありますが、これにチェックを入れるという作業を医師がするわけですが、これは非常にシンプルなところにチェックすることになつてしまつて、「自己」の財産を管理・処分することができない」という欄と、「常に援助が必要である」という欄と、「援助が必要な場合がある」という欄と、単独でできるという形になつています。

ある意味、これは簡単でいいぢやないかという面はあります。しかしながら、例えば精神障害の方の場合、波があります。ある場面においては随分しっかりと判断できる、ある場面においてはかなり難しいといった場合に、ではどこにチェックをするのかというと、非常に難しい場面があります。

これは本当に実態をよく理解すべきであつて、單純にどこかに当てはまるという類型ではなくて、本当に個々に丁寧に見ていく必要がある場面もあります。私が言いたいのは、丁寧に見ていくところは、もっと丁寧に見ていく必要があるでしょう。そうではなくて、先天性で極めて重度の方の場合は、その方の状況を踏まえてその処理も分けていくというような丁寧さが要るのではな

いかということを申し添えたいのであります。その点、改めて、診断書なり鑑定書につきまして再度、そのあたりの類型化も含めての検討をお願いしたいと思います。

統いて、あとよく御相談を受けるのが選挙権の問題であります。これは本当に、私も各地で成年後見の講演とかをずっと回つてさせていただいております。これは本当に、私も各地で成年後見手続をしようと思うのだけれども、それをしてしまうと息子が選挙権行使できなくなるという問題であります。

知識的障害者の施設の場合、五十人入所施設であれば、選挙のたびに皆さんは楽しみにして、どの人に入れるかということを楽しみにして、選挙権を使います。その選挙権行使することによつて自分も社会とつながっているという感覚を持たれたりして、非常にその点、重要な意味を持つています。親御さんとしても、そういった子供さんの姿を見ながら、ある意味、自分の息子も選挙権の行使を通して社会とつながっているというような実感を持つというお話をよく聞きます。

しかしながら、成年後見手続を利用してしまつては、成年被後見人の方々に選挙権を認めると、その手続を申請した親御さんが自分のお子さんの権利を剥奪する、選挙権を剥奪してしまつては、成年後見手続を利用してしまつては、やはり検討するに至ります。ここは本当に皆さ

ん悩んでおられます。

これにつきましては、そもそもこの成年後見制度のときの議論の中でも随分議論がありまして、形式的な答弁は総務省から随分されています。

ただ、私が問題提起したいのは、判断能力のない方を一律にすべて選挙権行使をしないというの





て、三十年以上本邦に継続して居住して、その間に子供ももうけ、不法入国という犯罪は犯していないけれどもそれ以外の犯罪を犯していない、安定した生活基盤を築いているような事例とかいうことで御紹介されておりますが、これはもう少し、どう言うのでしょうか、これは極端な例として紹介されているように思うのですが、もう少し絞つた形で、具体的な例を御紹介いただくことはできませんか。

○増田政府参考人 在留特別許可を与えた事案といいますのは、個人のプライバシーなどもかかわることでございますので、個別に具体的な事案を細かく紹介するというのはいかがなものかという考え方で、参議院のときもそうでしたし、本日も、一般的に、大体代表的な例としてはこういう例でございますということで、先ほども五つの例を紹介させていただいたものでございますので、事案の代表的なものとしては、その程度の紹介の仕方ということで御容赦いただきたいたいと思います。

○辻委員 難民認定がされなかつた事案で、在留特別許可に当たるかどうかということ、許可すべきかどうかということが問題になる事案があると思います。そのときに、難民認定するかどうかというのは、先ほど御回答されましたように、迫害を受けたかとか、そういう基準で物を見るわけであります。

ですから、難民認定が認定されなかつたからといふことと、在留許可が認められるか認められないかというのはまた別の問題なんですか、その在留許可を認めるかどうかのときに、難民認定、迫害かどうかというのは非常に微妙な要素があると思うのですね。判断が分かれている、先ほど御紹介したように、一審判決と二審判決で判断が違つような例がある。

つまり、そういう微妙な、迫害されているかどうかという要素については、在留特別許可を与えるかどうかの判断において相当程度考慮すべきだと思いますが、この点はいかがですか。

○増田政府参考人 難民かどうかを判断するに際

して、委員のおっしゃるとおり、迫害されているかどうかは、まさにそこが難民に当たるかどうかの決め手になるわけですから、証拠に基づいて判断いたします。

その上で、どうも迫害に当たるとは言えないな、迫害を受けるおそれがある人物とは言えないなという場合、難民性を否定することになるでしょう、しかし、それでも、ある程度迫害されるおそれも認めていいような事案もあるのではないか、その場合には在留特別許可で考慮すべきぢやないかというお尋ねだらうと思うのですが、それは、迫害されるおそれが微妙にあるなしにかかわらず、要は、難民ではないが、しかしその人物が例えれば我が国にいる間に日本人の人物と婚姻して婚姻生活をかなり営んでいることなどを含めて、それこそありとあらゆる情状を踏まえて、在留特別許可を与えるのが適当かどうかを判断することになります。

〔塩崎委員長代理退席、下村委員長代理着席〕

○辻委員 先ほど紹介しましたけれども、在留特別許可を与えるか否かについて、結局、いろいろなことを含めたその他諸般の事情を個々の事案ごとに総合的に考慮して決めるということですね。

ですから、難民認定は受けなかつたけれども、要するに、法の要求する難民性といふか、迫害を受けるかどうかということを厳密には認定されなかつたけれども、本国に帰されてしまつては不都合な状態が生じるというような場合には、やはりこの諸般の事情を事案ごとに総合的に考慮すると、しかしながら、退去強制令書が発付された外国人について、後日事情の変更が生じて退去強制令書を執行することが人道上相当とは認められないような場合、この場合には、その事情を踏まえて当該事案を慎重に検討することはございます。

○辻委員 当然、処分を見直して許可されるべき場合があるということだと思います。

そこで、先ほど冒頭で御紹介した二つの例はともに、難民認定が認定されなくて、異議申し立てについても、これは理由がないとされて収容されるわけですね。退去強制令書が発付されて収容され、一方で行政訴訟を起こしている、その間収容がずっと続くわけですが、仮放免をされるといふことが間々あるわけです。御紹介した二人の例も仮放免されたりしている。したがつて、やはり

きに本国でどのような生活が待ち受けているのか、本国との縁がどの程度今強いのか薄れているのか、本国で溶け込めるのか、そういうたることは、先ほど申し上げている諸般の事情の中には考慮としてはすべて含まれると思います。

○辻委員 本国で迫害されるかどうか、難民認定を受けられなくてもやはりそれは考慮すべき要素であり、それを含めた総合的な判断で在留特別許可をするか否かを決めるという御回答をいただきたい

たということとして理解いたします。

それで、退去強制令書が発付されている事案を見直すべき事案というのはあるのではないかと思思います。現時点では在留特別許可の申請があったとすれば許可すべきと通常思われるような状態になれば、過去に退去強制令書が発付されていても、やはり処分としては見直すといふことは十分あり得ることとして理解してよろしいでしようか。

○増田政府参考人 退去強制令書が発付された人

については、速やかに本邦から送還することとされておりますから、原則としては、在留特別許可の可否についての見直しを行うということはございません。

しかししながら、退去強制令書が発付された外国人について、後日事情の変更が生じて退去強制令書を執行することが人道上相当とは認められないような場合、この場合には、その事情を踏まえて当該事案を慎重に検討することはございます。

○辻委員 当然、処分を見直して許可されることになります。

○辻委員 結局難民認定はされない、そして退去強制令書が発付されている、一方で在留特別許可是まだ得られていないという状態にあってもずっと収容し続けることが妥当かどうかということはやはり極めて問題であつて、一方で、認定、不認定処分の取り消し訴訟なりが係属している場合には、訴訟を遂行する防御権、そういう訴訟活動の制約にならないよう意味においても、拘束されないということが望ましいというふうに思います。

そういう意味において、一方で、訴訟を起こす

仮放免の制度というのは非常に重要な意味を持っているし、その運用のあり方について、十分人道的な立場で配慮されなければならないと思います。

出入国管理及び難民認定法の五十四条でようび許可の基準について御説明いただけますか。

○増田政府参考人 運用状況として、例えば人員で申しますと、平成十四年、新規に仮放免を受けた人員が四千八百二十四件、平成十五年が四千五百四十八件となつております。

この仮放免を許可するか否か、これも個々の事案ごとに事情を勘案して判断いたしますので、一般的な基準はございません。委員の引用されたとおり、入管法五十四条の規定によりまして、仮放免許可申請があつた場合は、入出国者収容所長であるいは主任審査官が、その人物の情状、請求の理由となる証拠、それからその人の性格、資産などを考慮して、総合的に判断した上で決定することとなります。

○辻委員 結局難民認定はされない、そして退去

強制令書が発付されている、一方で在留特別許可是まだ得られていないという状態にあってもずっと収容し続けることが妥当かどうかといふことはやはり極めて問題であつて、一方で、認定、不認定処分の取り消し訴訟なりが係属している場合には、訴訟を遂行する防御権、そういう訴訟活動の制約にならないよう意味においても、拘束されないということが望ましいというふうに思います。

そういう意味において、一方で、訴訟を起こすといふことが明らかに濫用にわたるような場合、とにかく日本に在留を続けるということのためには便宜的に明らかに訴訟を濫用的に起こしているといふような場合以外は、基本的には訴訟を起こしているような場合については仮放免をするということが原則として考えられていいのではないかと思いますが、そういう御検討はされておられますでしょうか。

## 〔下村委員長代理退席、委員長着席〕

○増田政府参考人 退去強制事由に当たる外国人につきましては、原則として収容する、収容して、例えれば不法入国とか不法残留などの退去強制に当たることが認められた場合は退去強制令書を速やかに発付する、発付したら速やかに送還する、これが法律の建前、原則になつておりますので、不法滞在等退去強制事由に当たる人について、原則として、裁判などが行われているときに仮放免をすることを原則とするというような検討はいたしておりますんし、それを法律で原則とするようなことは必ずしも好ましいことではないと思います。

ただ、実際問題の運用として、難民認定申請が行われた場合、これは、最終的な判断が出るまでの段階としてはその人は本当に難民かもしれないと、そういう難民かもしない人をいたずらに収容してよいのか、そういう配慮は当然必要ですのでも、現実の運用といたしましても、特に逃走されるようなおそれが具体的に認められないようなケースでは、例えば本人みずからが入管に出頭して難民として申請したような人については、現実の運用としても、ほぼ在宅のまま、収容せずに難民認定の審査を行つているのが実情でございます。

○辻委員 難民認定申請をしている場合については、難民と認定される可能性があるわけであるから、身柄の拘束については慎重に考えていくんだということ御趣旨の御答弁だというふうに思います。

そこで、時間の関係もありますので、またの機会に在留特別許可のもう少し詰めた議論はさせていただきたいというふうに思つております。

日本の難民認定というのは、ほかの外国に比べてやはりハードルが高いというふうにどうも指摘されておると思います。

例えば、あるビルマの方の例でありますと、一九九一年に来日して、九二年に難民申請をしました。これは、アウン・サン・スー・チーさんなんかと一緒に反戦行動をやつていたということのよ

うであります。そういう関係で、ミヤンマーと言わずにビルマというふうに言わせていただいておりますが、九八年に在留特別許可を得た。しかし、この方が、難民認定は受けられない。そこでは、二〇〇三年十一月にアメリカに渡った。そして、二〇〇四年二月にアメリカで難民申請をした翌日、難民申請が認められた、難民として認定された、こういう例があります。

これは、私は、水山の一角ではないか。この例に見られるように、日本の難民認定は他国よりもハーハードルが高い。そのことの当否について、もう少しきちつと論じるべきであろうというふうに思います。

この点に関連して、ルード・ルベルス国連難民高等弁務官が昨年来日され、その時点で次のよう述べておられます。人道大国として日本はもうと積極的に行動してほしい、窮地にある難民に力を与えれば、それは難民の受け入れ先である地域開発の力にも発展する、それが豊かな国にも大きな実利となつて還元されるのではないかといふような発言をされています。

○野沢国務大臣 その事態については、私は存じておりません。

○辻委員 では、こういうことを、日本の難民認定のハードルが高いということで、もっと広く日本も難民を受け入れていけば、日本の活性化につながっていくんだという趣旨の発言を国連難民高等弁務官がされているという事実があります。このような発言を、大臣、これは認識されていますか、あつた事実については。

○野沢国務大臣 昨年の実質的庇護率が、難民申請された方々について、二十六名であつて、十名は難民として認定された、十六名は在留特別許可として認められた。つまり、難民認定の幅が狭いから、その分、在留特別許可で救うというように実質的には世間では見られる余地があると思うんですね。だから、そういう意味でいえば、逆に、難民認定の幅が狭いということを言えると思います。今後、この問題についてまた質疑をさせていただきたいと思いますが、難民行政に当たっては、国際的なそういう意見があるということを踏まえて、十分に、もっと人権、人道の立場に立つて考えていくつていただきたいということを最後に申し上げて、私の質疑を終わらせていただきます。

○柳本委員長 ありがとうございました。

○永田委員 民主党の永田寿康でございます。

○野沢国務大臣 総理の訪朝自身、大変突然のことでもございましたが、加えまして、今委員御指

情、経歴、家族状況などを個々に判断して、特に人道的な配慮が必要な場合につきましては、難民と認定できる者を不認定としたり、あるいは、それを在留特別許可でバランスをとつたりといふことをしているわけではございませんが、いずれにしましても、難民の受け入れという点につきましては、日本としても、これからも、やはり前向きに取り組みを行いまして、国際的にもとにかく引けをとらないレベルでの活動はしていかなければならぬと心得ておるところでございます。

○辻委員 昨年の実質的庇護率が、難民申請された方々について、二十六名であつて、十名は難民として認定された、十六名は在留特別許可として認められた。つまり、難民認定の幅が狭いから、その分、在留特別許可で救うというように実質的には世間では見られる余地があると思うんですね。だから、そういう意味でいえば、逆に、難民認定の幅が狭いということを言います。今後、この問題についてまた質疑をさせていただきたいと思いますが、難民行政に当たっては、国際的なそういう意見があるということを踏まえて、十分に、もっと人権、人道の立場に立つて考えていくつていただきたいということを最後に申し上げて、私の質疑を終わらせていただきます。

○柳本委員長 ご苦労さま。

○永田寿康君。

○永田委員 民主党の永田寿康でございます。

大臣、長い時間、お疲れさまでござります。

まず、冒頭、五月二十二日に予定をされているというふうに報道されています総理の訪朝、北朝鮮にいらっしゃるということで、これに関しまして、当然、大きなニュースでありますから、政府の許可を得てマスコミの記者団が同行するという手はずになつてはいるのですが、きのうからの報道によると、この記者団から日本テレビだけが排除されているというニュースが流れております。それに関連した決意を最後にお述べいただきたいと思います。

○野沢国務大臣 総理の訪朝自身、大変突然のことでもございましたが、加えまして、今委員御指

摘のとおり、日本テレビが排除というお話をございましたが、私自身、実は、その事実をまだ認識しておませんものですから、御質問の趣旨を踏まえまして、どういうお答えをしたらいいか、ま

だ決しかねておるところでございますが、先ほど、私も、昼のテレビでちらつと見たところで

は、官邸を含めて関係者間で調整中というふうに

現状を伺つておりますので、その辺を見守りまして、私からのお答えは、今のところ差し控えさせていただきたいと思います。

○永田委員 しかし、事は急を要するのであります。私は実物を拝見いたしましたけれども、記者団のリスト、これは公開をされておりませんが、私の懇意にしている記者から見せていただきました。百十六人の記者が、実名とともに、あるいは所属をする報道機関の会社の名前とともに一覧表になつています。確かに、日本テレビだけが抜けているんです。ほかの大手のメディアは、大体、新聞もテレビも、皆さん四人から五人ぐらい、そこにリストアップされているんですねが、大手中の大手である日本テレビだけが排除されている。

現在、調整中というお話ではありますが、今の時点で確定をしているのは日本テレビが排除されたりストなんですね。今の時点ではそうなんですね。それで、細田官房長官が、ぶら下がりの記者会見かもしれません、善処する方針であるというようなことをおっしゃついて、一部報道機関はそれを、この日テレ排除の措置は撤回をするんだというような趣旨の報道もなされておりますが、まだ政府の正式決定には至つておりません。

この事態の推移を見守つて、この一般質疑終わる時間まで待つて、その後にいやいや、やはりこれは撤回されませんでしたという事態になると、これは、法務委員会の歴史に汚点を残すことやないかと私は思ふんですね。

ですから、百万に一つ、現在の決定が二十二日まで撤回されなかつた場合に、これは大変な人権侵害が起るんだ、つまり、報道の自由、知る自由、それから知る権利、それから取材の自由が侵されることになるんだというような、法務大臣としての見解を、本当に一つの仮定を置いての話になりますが、ここでお述べいただくわけにはいきませんでしようか。

○野沢国務大臣 そのリストも、私、実はまだ全然見ておりませんし、私が拝見したのは、先ほどの昼の報道で、細田官房長官が、調整中でござい

ますという、そういう会見の様子を一瞬拝見しましただけでここへ飛び込んできました、こういう状況でございます。

どういう状況になるか、私は今ここで予測を申し上げるわけにはいかないということでお勘弁をいただきたいと思いますが、確かに、委員御指摘のとおり、北朝鮮では一般的なメディアの方が普通に入れる状態でないということは確かでござりますので、できるだけ多くの皆さんにチャンスが与えられるることは望ましいと思つておりますが。

○永田委員 しかし、この問題は本当に各種のメディアでどんどん報道されていまして、報道ベー

ス以上に事実関係を確認するのは本当に難しいんですけれども、ただ、各種の報道に共通をしているのは、飯島秘書官から日本テレビの方に苦情があつたと。

それは、「パンキシャ！」という日本テレビの

テレビ番組、そこで、拉致被害者への対応を北朝鮮が解決に向けて踏み出してくれるのと引きかえに米を、二十五万トンとも数十万トンとも言われております米支援を約束することで現在交渉中というような報道を問題視した飯島総理秘書官が、日本テレビに対して電話で苦情を申しつける。これが原因として、日本テレビは同行記者団から排除されるという措置をとるぞと恫喝をする。そして、実際に発表されたリストには日本テレビが載っていないわけですね。

加えて、どこから米支援のニュースをとつたん

だという情報源を明かしたらこの日テレ排除を解除してやるという条件までつけてくる。しかし、私は思うんですよ。大臣、どう思われますか。だって、そういうなまずい報道があつた場合には、政府の対応としては、苦情を申し入れて、謝罪をかち取つて、そして再発防止に努めるという、内部体制の見直しなりなんなりをさせるのが、これが正しい対応なんであつて、二十二日

の取材をできない状況に置くというのはちょっと加えて、恐るべきことに、大臣よく考えてみてください、飯島秘書官ですよ。最初に言い出したのは。それで、その後に外務省が出したりストから日本テレが排除されているんです。つまり、外務省が引つ張られたわけですよ。そんな日本テレを排除するようなことを飯島秘書官がなし得るのか、そういう権限があるのか、ということもこれは大問題なんですよ。

ぜひメディアに対する対応の仕方として、大臣、報道の自由を見守るという言い方は変ですが、確保するための一つの番人としての役割を期待されているわけですから、官房長官の善処を期待するというだけではなくて、そういうような恫喝が二度と起こらないように大臣の見識を閣内において発揮していただくというわけにはいきませんでしようか。

○野沢国務大臣 もちろん私も、報道のあり方、それから今度の北朝鮮訪朝の成功、これについては十分関心を持つておるところでござりますが、何分まだその事実を確認していない段階で、現段階での私からの意見というのは差し控えさせていただきたいと思います。

るというふうにお感じになりませんでしょうか。○野沢国務大臣 いずれにいたしましても、どう確認できていない状況の中で御発言するのはどうかと思いまして、個々の報道機関に対する対応につきましては、それいろいろなケースもござりますから、事態、事情に応じた上で判断をしていかなきやいかぬかなと思っておるところでございます。

特に、今回の北朝鮮の訪問につきましては、今委員御指摘のように、拉致の皆さん御家族の帰趨もござりますし、それから、これから始まる六カ国協議も控えておりますし、大変リリケートな時期であることは確かでござりますので、どうかメディアの皆様方もその辺は節度ある報道に徹していただくことが大事ではないかな、こう思つております。

○永田委員 結果的に同行が実現すればいいとい

うものじゃないんですよ。これは。ここで仮に撤回をしても、メディアは震え上がつていてるんです。だからこんなに関心が高いんです。カメラも来てます。だからこんなに関心が高いんです。仮に撤回をしても、こういうことをちらつかせるだけでメディアは震え上がつちゃうんですよ。

○野沢国務大臣 いろいろなことがありますか。○野沢国務大臣 いろいろなことがありますたのか、全く私それを存じないまま今までお答えをしておるわけでございますが、責任ある立場として、官房長官がはつきりと記者団の前でこの問題については善処するとおっしゃつておるわけですから、それに私どもは期待をいたしたいと思っております。

○永田委員 確定していることだけでいいんで



た公益、追求する公益の種類は、先ほどおっしゃった第三者のチェックを通じての納税の適正化という部分だと思うんですけれども、それが実際に確保されているのかどうか、公益は実際に得られたのかどうかということはどのようにお考えなんでしょうか。

○西江政府参考人 お答えさせていただきます。公示制度の効果ということであろうかというふうに思いますが、具体的に申し上げますと、公示を端緒として脱税等の有力な探聞情報が寄せられるという直接的な効果と、それから、第三者のチェックによって納税者がみずから正確な申告を行うことを間接的に促進するという、いわば心理的な効果であろうかと思います。

○永田委員 ですから、ねらつてるのは直接的な情報提供、それから間接的な納税意識の高まりと申しましょうか、この二つの効果をねらつているんだという、そのねらつている公益の分類というのはよくわかつたんですが、実際にそれが得られているという確証はどこにあるんですか。要は、国民の側からしてみれば、自分の個人情報を公開されちゃいました、一方で、ほとんど公益にはつながっていませんということになつたら、これは承服しかねるわけですね。

実際に確保されているというふうに確信をしているのであれば、どのような認識なのかということを教えてください。

○西江政府参考人 国税庁として、個別事案を全件具体的に把握をしておりませんし、また個別事案について、守秘義務の関係上、個別具体的に答弁することは差し控えさせていただきたいんですけれども、一般論で申し上げますと、事業活動から見て公示税額が低調であるとか、高額の財産購入あるいは売却があるにもかわらず公示に反映されていないとか、いわゆる脱税関連情報を含められますが、呼んでおりますけれども、そうした探聞情報が何を端緒とするものであるかといった点については、集計、分析を行つておらないわけでござい

ますし、また、先ほど申しました納税者がみずから正確な申告を行うことを間接的に促進する効果があるというふうには感じております。というのは、まさに心理的なものでございますの効果が強いために、そういう意味では計測することは非常に困難に保護の度合いが強いというか、極力侵してはならない人権だというよう思いますので、今おつらつたような税務行政上の効果を得る上で、何かということを現実的に示すというのは非常に難しく思つております。

○永田委員 いや、別に効果を定量的に示してくれないということを言つてはいるわけじゃないんですよ。

きのうも財務省の方、国税庁の方にも御説明をしたとおり、例えば一年間に何件ぐらい直接的な情報提供があるか、あるいは、間接的な納税意識の高まり効果によってどれくらい納税が適正化されているかといふことを数字で示せといつたつて、それは相当難しいことだろうということは僕もわかりますので、それはいいんですよ。

問題なのは、ちゃんと効果があつたということを検証しているかどうかなんですね。検証された形で、これだけの公益はありましたということをやはりちゃんと説いていただきないと、公開される側としてみればたまつたものじゃない。

検証する作業すらも行つていかないのかなというふうに私はちょっと聞こえたものですから、ぜひそこは教えていただきたいんですけども、検証された公益というのは、確保された公益ですね、どういうものがあるんでしようか。

○西江政府参考人 お答えさせていただきます。

結局、国税の場合に、あらゆる機会をとらえて資料情報を集めて、それを納税者の申告書とを突き合わせをして、問題がある場合には税務調査を行つて、適正、公平な課税を実現するということをございます。

○山本副大臣 政策判断でありまして、個人情報、プライバシー、これの侵害をしてしまっては、また、先ほど財務省からも御答弁ございましたように、さまざまな問題が指摘されておりますので、そういう中で考えていくべき問題だとは認識しております。

○永田委員 しかし、これは政府税調ではもう二年も前から指摘されているじゃないですか。個人情報に関しては、これは最近環境が随分変わつてきまして、例えば、今普通の自動車についているカーナビゲーションシステムなんというのを端緒にして寄せられた情報、必ずしも因果関係というのは全部分析しているわけでございませんけれども、内部告発を含めたそういう探聞情報が寄せられるケースがございます。

うものは、まさに心理的なものでございますの効果が強いために、そういう意味では計測することは非常に困難に保護の度合いが強いというか、極力侵してはならない人権だというよう思いますので、今おつらつたような税務行政上の効果を得る上で、何かということを現実的に示すというのは非常に難しく思つております。

○永田委員 いや、別に効果を定量的に示してくれないということを言つてはいるわけじゃないんですよ。

きのうも財務省の方、国税庁の方にも御説明をしたとおり、例えば一年間に何件ぐらい直接的な情報提供があるか、あるいは、間接的な納税意識の高まり効果によってどれくらい納税が適正化されているかといふことを数字で示せといつたつて、それは相当難しいことだろうということは僕もわかりますので、それはいいんですよ。

問題なのは、ちゃんと効果があつたということを検証しているかどうかなんですね。検証された形で、これだけの公益はありましたということをやはりちゃんと説いていただきないと、公開される側としてみればたまつたものじゃない。

検証する作業すらも行つていかないのかなというふうに私はちょっと聞こえたものですから、ぜひそこは教えていただきたいんですけども、検証された公益というのは、確保された公益ですね、どういうものがあるんでしようか。

○西江政府参考人 お答えさせていただきます。

結局、国税の場合に、あらゆる機会をとらえて資料情報を集めて、それを納税者の申告書とを突き合わせをして、問題がある場合には税務調査を行つて、適正、公平な課税を実現するということをございます。

○山本副大臣 政策判断でありまして、個人情報、プライバシー、これの侵害をしてしまっては、また、先ほど財務省からも御答弁ございましたように、さまざまな問題が指摘されておりますので、そういう中で考えていくべき問題だとは認識しております。

○永田委員 しかし、これは政府税調ではもう二年も前から指摘されているじゃないですか。個人情報に関しては、これは最近環境が随分変わつてきまして、例えば、今普通の自動車についているカーナビゲーションシステムなんというのを端緒にして寄せられた情報、必ずしも因果関係というのは全部分析しているわけでございませんけれども、内部告発を含めたそういう探聞情報が寄せられるケースがございます。

うものが、まさに心理的なものでございますの効果が強いために、そういう意味では計測することは非常に困難に保護の度合いが強いというか、極力侵してはならない人権だというよう思いますので、今おつらつたような税務行政上の効果を得る上で、何かということを現実的に示すというのは非常に難しく思つております。

○永田委員 いや、別に効果を定量的に示してくれないということを言つてはいるわけじゃないんですよ。

きのうも財務省の方、国税庁の方にも御説明をしたとおり、例えば一年間に何件ぐらい直接的な情報提供があるか、あるいは、間接的な納税意識の高まり効果によってどれくらい納税が適正化されているかといふことを数字で示せといつたつて、それは相当難しいことだろうということは僕もわかりますので、それはいいんですよ。

問題なのは、ちゃんと効果があつたということを検証しているかどうかなんですね。検証された形で、これだけの公益はありましたということをやはりちゃんと説いていただきないと、公開される側としてみればたまつたものじゃない。

検証する作業すらも行つていかないのかなというふうに私はちょっと聞こえたものですから、ぜひそこは教えていただきたいんですけども、検証された公益というのは、確保された公益ですね、どういうものがあるんでしようか。

○西江政府参考人 お答えさせていただきます。

結局、国税の場合に、あらゆる機会をとらえて資料情報を集めて、それを納税者の申告書とを突き合わせをして、問題がある場合には税務調査を行つて、適正、公平な課税を実現するということをございます。

人のプライバシーへの配慮、すなわち侵害があるという問題、こういう御指摘が具体的にあるわけですから、そのことにおきましては、実際に個人情報の侵害及び犯罪にまで発展するという現下のこの情勢にありますことは、先生の凍結というお考えに対しても十分検討の余地があるだろうというふうに考ええるところでございます。

あることはこの制度趣旨から明らかであります  
が、さらに称賛的に意味もある。よく頑張った  
ね、大したものだという社会評価も一方ではある  
わけでありますて、そういうものを考えたとき  
に、一律に公示制度をすべてやめてしまうという  
ことが適切かどうか、政策判断として。それは先  
生のおっしゃるとおりであつて、例えばそういう

部を改正する法律案について、その趣旨を御説明申し上げます。

近年、外国人犯罪の深刻化に伴い、その温床とされる不法滞在者を大幅に減少させることが求められており、また、我が国に適法に在留している外国人の中にも不法就労活動を行ったり犯罪を犯す等公正な出入国管理を阻害する者も少なくなく、これらの者に適正かつ厳格に対処する必要性が生じてまいりました。

である難民認定申請中の者について、仮滞在許可制度を創設することとし、同許可を受けた者については、退去強制手続を停止し、難民認定手続を行ふとともに、難民として認定された者のうち一定の要件を満たす者には、一律に在留を認める」ととするものであります。

○永田委員 加えて、例えば選択制にする、自分は公開されてもいいよという了解をとれた人だけ公開するとか。実際に公開してほしい人もいるんですよ。自分はこれだけ税金払っているんだといふことを世に知らしめたいという人もいるらしいんですよ。一方で、嫌だという人もいるわけですね。

だから、兼どと一歩意思表示をした人は公開し

ないよう配慮してあげるか、ないしは公開したいという意思表示をした人だけ公開してあげるというような選択制の導入とか、あるいは、先ほど凍結は十分検討に値するとおっしゃいましたけれども、例えば、次の公開を三ヶ月ずらしてみる。三ヶ月ずらしたら本当に納税意識が下がつて、あるいは情報が減つて税務行政に支障が出るということが、やつてみれば確認できるわけですよ。いや、支障が出たからやはり公開しなきゃいかぬ、つまりこれは実験ができるんですよ、この制度というのは。

だけれども、一たん公開されたらプライバシーは取り返しがつかないんですね。税務行政は実験ができるんですね、これは金銭的な問題なんですよ。ただ、一回公開されたらプライバシーは取り返しがきかないんですね。

だから、とりあえず公開しないという、つまり凍結という、あるいは選択的な公開制度に改めていく。改めてみてだめだったらもう一回公開するというようなやり方も十分合理性があると思うんですけれども、最後に副大臣、いかがでしょうか。

○柳本委員長 次に、内閣提出、参議院送付、出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律案及び中村哲治君等一名提出、難民等の保護に関する法律案の両案を議題といたします。  
順次趣旨の説明を聴取いたします。野沢法務大臣。

○永田委員 質問を終わりますが、私、所得税よりも酒税の方が払っている額が多い人間だと言わされておりままでの、ぜひ酒税の高額納税も称賛的な意味合いで公開していただきたいとお願いを申し上げまして、質問を終わりたいと思います。

○柳本委員長 次に、内閣提出、参議院送付、出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律案及び中村哲治君外一名提出、難民等の保護に関する法律案の両案を議題といたします。

臣。順次趣旨の説明を聽取いたします。野沢法務大臣

〔本号末尾に掲載〕

ことのできない外国人等に対して、意見聴取を行ふ等の手続をとつた上で、その在留資格を在留期間の途中で取り消すことができる制度を新設するものであります。

第二は、仮滞在許可制度の創設等を含む難民認定制度の見直しについてであります。

難民認定申請中の者及び難民と認定された者の法的地位の安定化を早期に図るため、不法滞在者

う、精神障害者に係る上陸拒否事由の見直しを行  
う必要もあるところです。

この法律案は、以上述べた状況にかんがみ、  
所要の法整備を図るために、出入国管理及び難民認  
定法の一部を改正するものであります。

次に、この法律案の主要点について御説明申し  
上げます。

第一は、罰則の強化を初めとする不法滞在者等  
対策であります。

不法滞在に係る罰金を大幅に引き上げ、悪質な  
不法滞在者に係る上陸拒否期間を伸長する一方  
で、みずから当局に出国した者については簡易迅  
速に出国させるための出国命令制度の新設等を行  
うことにより不法滞在者の自主的な出頭を促す措  
置を講じるほか、偽りその他不正の手段により上  
陸許可を受けるなど本来我が国に入国、在留する

この法律案は、以上に述べた状況にかんがみ、所要の法整備を図るため、出入国管理及び難民認定法の一部を改正するものであります。

次に、この法律案の主要点について御説明申し上げます。

第一は、罰則の強化を初めとする不法滞在者等対策であります。

不法滞在に係る罰金を大幅に引き上げ、悪質な

審査參與員の意見を聞くことを義務づける制度も設けることとします。

第三は、精神障害者に係る上陸拒否事由の見直しについてであります。

現行の出入国管理及び難民認定法においては、精神上の障害のある外国人について一律に上陸拒否の対象としているところ、これを改めまして、精神上の障害により判断能力を欠く常況等にある外国人が本邦における活動を補助する者を随伴しない場合に限つて上陸を拒否することとするものであります。

以上が、この法律案の趣旨であります。

何とぞ、慎重に御審議の上、速やかに御可決くださいますようお願いいたします。

○柳本委員長 今野東君。

○今野議員　ただいま議題となりました難民等の保護に関する法律案につき、民主党・無所属クランチの提出者を代表して、提案の趣旨と内容を説明します。

朗読し、趣旨の説明といたします。

不動産登記法案に対する附帯決議(案)について特段の配慮をすべきである。

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について特段の配慮をすべきである。

一 本法については、オンライン申請手続が導入されることに鑑み、国民の不動産等に関する権利が一層保全されるよう適切な運用に努めること。

二 本法の施行に必要な政省令の制定及び施行に当たっては、専門資格者の団体から十分な意見聴取を行い、不動産の登記手続に関する法律案の両案を一括して議題といたします。

○柳本委員長 次に、内閣提出、不動産登記法案及び不動産登記法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案の両案を一括して議題といたします。

○柳本委員長 これまでの実務慣行を尊重し、本法の立法趣旨と適合するよう十分に配慮すること。

三 不動産取引及び代金決済については、登記手続と当事者間の代金決済が同時履行でき、関係者の電子署名・電子証明書の有効性検証が、資格者代理人において適切になされること。

四 オンライン申請に関する登記識別情報や電子署名などの情報が、個人のプライバシーに関する重要な情報であることに鑑み、万全な情報管理体制を構築すること。

五 不動産の表示に関する登記申請については、利便性の向上と国民の負担軽減のため、資格者代理人が適かつ効率的に活動できるよう、十分に基盤整備を行うこと。

六 電子化による登記情報と地図情報の効果的な連携を実施するため、登記所備付地図等の一層の整備促進を図るとともに、十分な人的物的整備に努めること。

七 登記の真実性を確保するため、資格者代理人が作成した場合の登記原因証明情報には、その者の電子署名を付するなど、資格者代理人の権限と責任が明確化され、その専門的知見が充分活用されるよう検討すること。

八 不動産に関する国民の権利を保全し、取引の安全と円滑に資するという不動産登記制度の目的に照らし、本法の施行の状況について不断に検討を加え、改善の必要があるとき

一九八一年、我が国は難民条約を批准しましたが、國際情勢のあらしの中で過酷な運命に遭遇し、難民としての救済を求める人々を積極的に迎え入れる姿勢をとつてきました。二〇〇三年の難民申請者数は三百三十六人、そのうち難民として認定された人はわずか十人にすぎません。また、難民認定申請中の人々や不認定となつた人が収容されている入国管理センターの施設では、自殺や暴力事件、職員とのあつれきなどの問題が発生しております。

こうした事態を招いている現行の出入国管理及び難民認定法が欠陥法であることは明らかですが、政府改正案は、難民認定制度の根幹の抜本改革に至つていません。国際的動向を踏まえた難民認定、生活支援のための新しい法制度が必要と考え、本法案を提出いたしました。

以下、本法案の主な内容について説明いたします。

第一は、難民認定委員会の設置についてです。本法案は、内閣府の外局に、専門家により構成される難民認定委員会を設置しまして、現在、法務省入国管理局が行つてている難民認定業務を移管することといたしました。

入国管理局が出入国管理と難民認定の両方を行う現行の制度は、主権国家の歴史的な規律が前面に出てくる手続と、庇護を求める難民申請者に国が温かい救済の手を差し伸べる手続と同じ組織が行つていています。

難民申請に至る入り口から、難民と認定された者が定住して安定した生活を始めるという出口までを視野に入れるとともに、条約難民のほか、人道的見地から政策判断で受け入れたいわゆる条約外難民も生活支援が必要との観点から、これらのあります。

また、難民の認定には、調査に必要な専門知識や透明性、客觀性、迅速性、公平性が求められるところから、難民認定業務を法務省の入国管理局から分離して、難民調査官が國際情勢や難民が發生している地域の情報を十分に入手できる体制を整備しました。政府改正案は、難民不認定に対する異議申し立て段階における難民審査参与員制度を設けただけで、これでは従来の問題点は解消できません。

第二は、難民認定申請者の法的地位についてであります。

現行法では、申請者が法的地位を与えていないために、その多くが強制的に入管施設に収容されている実態を改善するために、本法案は、申請者に特別の在留許可を与えます。ただし、制度の濫用を防止するため、退去強制手続や刑事手続の対象になつている者や、難民認定再申請者の一部の者に対しては例外を設けます。

第三は、難民認定手続の透明化についてであります。

本法案では、難民認定委員会が難民認定までの審査期間を原則六ヶ月と設定しております。調査の際に弁護士等が関与することを可能にし、不認定の場合、その理由を本人に通知することとしております。

第四は、異議申し立ての期間についてです。

本法案は、行政不服審査法による異議申し立てができることとした結果、申し立て期間は六十日以内となります。政府改正案では、同法の適用を認めながらも、申し立て期間を七日以内に限つております。

第五は、在留難民等に対する生活上の支援についてです。

本法案は、行政不服審査法による異議申し立てができるとともに、難民認定までの審査期間を原則六ヶ月と設定しております。調査の際に弁護士等が関与することを可能にし、不認定の場合、その理由を本人に通知することとしております。

第六は、在留難民等に対する生活上の支援についてです。

本法案は、行政不服審査法による異議申し立てができるとともに、難民認定までの審査期間を原則六ヶ月と設定しております。調査の際に弁護士等が関与することを可能にし、不認定の場合、その理由を本人に通知することとしております。

第七は、在留難民等に対する生活上の支援についてです。

以上のことより、我が国の難民認定と難民等生活支援につき、国際人権に対する深い理解に裏打ちされた新しい法体系を整備しようというのが、私はできません。

○柳本委員長 おさむ君。ただいま議題となりました附帯決議案について、提出者を代表いたしまして、案文をおさむ君。

○山内委員 ただいま議題となりました附帯決議案について、提出者を代表いたしまして、案文を

は、速やかに所要の措置を講ずること。

以上であります。

何とぞ委員各位の御賛同をお願い申し上げま

す。  
○柳本委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。

塩崎恭久君外二名提出の動議に賛成の諸君の起

立を求めます。

〔賛成者起立〕

○柳本委員長 起立総員。よつて、本動議のとお

り附帯決議を付することに決しました。

この際、ただいまの附帯決議につきまして、法務大臣から発言を求められておりますので、これを許します。野沢法務大臣。

○野沢国務大臣 ただいま可決されました附帯決議につきましては、その趣旨を踏まえ、適切に対処してまいりたいと存じます。

○柳本委員長 お詫びいたします。

ただいま議決いたしました両法律案に関する委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いないと存じますが、御異議ありませんか。

○柳本委員長 〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○柳本委員長 御異議なしと認めます。よつて、そのように決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○柳本委員長 次回は、来る二十一日金曜日午前九時四十五分理事会、午前十時委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午後三時五十三分散会

出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律案

出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律

第一条 出入国管理及び難民認定法(昭和二十六年政令第三百十九号)の一部を次のように改正する。  
目次中「在留期間の更新」を「取消し等」に、「第二十二条の三」を「第二十二条の四」に、「二十四条」を「第一二十四条の二」に、  
十六条〔第五十九条〕を「第五章の一 出国長及び運送業者の責任(第五十六条—第五十九条)」に改める。

〔第六章 船舶等の長及び運送業者の責任(第五十六条—第五十九条)〕を「第五章の一 出国第六章 船舶等の長及び運送業者の責任(第五十六条—第五十九条)」に改める。

命令(第五十五条の二—第五十五条の六)

第一条 在留期間の更新の規定による在留資格の認定を受けている者を除く。について、次の各号に掲げるいずれかの事実が判明したときは、法務省令で定める手続により、当該外国人が現に有する在留資格を取り消すことができる。

一 偽りその他不正の手段により、当該外国人人が第五十五条第一項各号のいずれにも該当しないものとして、前章第一節又は第二節の規定による上陸許可の証印又は許可を受けたこと。

二 偽りその他不正の手段により、上陸許可の証印等(前章第一節若しくは第二節の規定による上陸許可の証印若しくは許可(在留資格の決定を伴うものに限る。)又はこの節第十九条第二項を除く。)の規定による許可をいい、これらが「以上ある場合には直近のものをいうものとする。以下この号、次号及び第四号において同じ。」の申請に係る本邦において行おうとする活動が虚偽のものでなく、別表第一の下欄に掲げる活動又は別表第二の下欄に掲げる身分若しくは地位を有する者としての活動のいずれかに該当するものとして、当該上陸許可の証印等を受けたこと。

三 前号に掲げるもののほか、偽りその他不正の手段により、上陸許可の証印等を受けたこと。

四 前三号に掲げるもののほか、不実の記載のある文書(不実の記載のある文書又は図画の提出又は提示により交付を受けた第七条の二第一項の規定による証明書及び不実の記載のある文書又は図画の提出又は提示により旅券に受けた査証を含む。)又は図画の提出又は提示により、上陸許可の証印等を受けたこと。

五 前各号に掲げるもののほか、別表第一の上欄の在留資格をもつて在留する者が、当該在留資格に応じ同表の下欄に掲げる活動

を継続して三月以上行わないで在留していること(当該活動を行わないで在留していることにつき正当な理由がある場合を除く。)。

法務大臣は、前項の規定による在留資格の取消しをしようとするときは、その指定する入国審査官に、当該外国人の意見を聴取させなければならない。

法務大臣は、前項の意見の聴取をさせると所並びに取消しの原因となる事實を当該外国人に通知しなければならない。

当該外国人又はその者の代理人は、前項の期日に出頭して、意見を述べ、及び証拠を提出することができる。

法務大臣は、当該外国人が正当な理由がないで、第一項の規定による在留資格の取消しをすることができる。

当該外国人又はその者の代理人は、前項の期日に出頭して、意見を述べ、及び証拠を提出することができる。

法務大臣は、前項の規定にかかるらず、意見の聴取を行わないで、第一項の規定による在留資格の取消しをすることができる。

法務大臣は、第一項(第三号から第五号までに係るものに限る。)の規定により在留資格を取り消す場合には、三十日を超えない範囲内で当該外国人が出国するために必要な期間を指定するものとする。

法務大臣は、前項の規定により期間を指定する場合には、法務省令で定めるところにより、当該外国人に対し、住居及び行動範囲の制限その他必要と認める条件を付することができます。

第二十四条第二号の次に次の二号を加える。

二の二 第二十二条の四第一項(第一号又は第二号に係るものに限る。)の規定により在留資格を取り消された者

第二十四条第二号の次に次の二号を加える。

二の二 第二十二条の四第一項(第一号又は第二号に係るものに限る。)の規定により在

留資格を取り消された者

第二十四条第二号の次に次の二号を加える。

二の二 第二十二条の四第一項(第一号又は第二号に係るものに限る。)の規定により在

留

命令を受けた者で、当該出国命令に係る出  
国期限を経過して本邦に残留するもの

九 第五十五条の六の規定により出国命令を  
取り消された者

第四章第二節中第二十四条の次に次の二条を  
加える。

## (出国命令)

第二十四条の二 前条第一号の三、第四号ロ又  
は第六号から第七号までのいずれかに該当す  
る外国人で次の各号のいずれにも該当するも  
の(以下「出国命令対象者」という。)につい  
ては、同条の規定にかかるらず、次章第一節  
から第三節まで及び第五章の二に規定する手  
続により、出国を命ずるものとする。

一速やかに本邦から出国する意思をもつて  
自ら入国管理局に提出したこと。

二前条第三号、第四号ホからヨまで、第八  
号又は第九号のいずれにも該当しないこ  
と。

三 本邦に入った後に、刑法第二編第十二  
章、第十六章から第十九章まで、第二十三  
章、第二十六章、第二十七章、第三十一  
章、第三十三章、第三十六章、第三十七章  
第一条ノ三(刑法第二百一十二条又は第二  
百六十一条に係る部分を除く)の罪、盜犯  
等の防止及び処分に関する法律の罪又は特  
殊開鎗用具の持の禁等に関する法律第  
十五条规定は第十六条の罪により懲役又  
は禁錮に処せられたものでないこと。

四 過去に本邦からの退去を強制されたこと  
又は第五十五条の三第一項の規定による出  
國命令により出国したことがないこと。

五 速やかに本邦から出国することが確実と  
見込まれること。

第四十五条第一項中「引渡」を「引渡し」  
に、「第二十四条各号の一」を「退去強制対象  
者(第二十四条各号のいずれかに該当し、かつ、  
か、

出国命令対象者に該当しない外国人をいう。以  
下同じ。」に、「すみやかに」を「速やかに」  
に改める。

第四十七条第四項中「第二項」を「第三項」  
に、「すみやかに」を「速やかに」に改め、同  
項を同条第五項とし、同条第三項を同条第四項  
とし、同条第二項中「第二十四条各号の一」を  
かにに、「附した」を「付した」に改め、同  
項を同条第二項とし、同条第一項の次に次の二  
項を加える。

2 入国審査官は、審査の結果、容疑者が出国  
命令対象者に該当すると認定したときは、速  
やかに主任審査官にその旨を知らせなければ  
ならない。この場合において、入国審査官  
は、当該容疑者が第五十五条の三第一項の規  
定により出国命令を受けたときは、直ちにそ  
の者を放免しなければならない。

第四十八条第一項中「前条第一項」を「前条  
第三項」に改め、同条第三項中「すみやかに」  
を「速やかに」に改め、同条第六項中「前条第  
二項」を「前条第三項」に改め、「判定したと  
き」の下に「(容疑者が第二十四条各号のい  
ずれにも該当しないことを理由とする場合に限  
る。)」を加え、同条第八項中「すみやかに」を  
「速やかに」に改め、同項を同条第九項とし、  
同項を加える。

## 第五章の二 出国命令

## (出国命令に係る審査)

第五十五条の二 入国警備官は、容疑者が出国  
命令対象者に該当すると認めるに足りる相当  
の理由があるときは、第三十九条の規定にか  
わらず、当該容疑者に係る違反事件を入国  
審査官に引き継がなければならない。

2 入国審査官は、前項の規定により違反事件  
の引継ぎを受けたときは、当該容疑者が出国  
命令対象者に該当するかどうかを速やかに審  
査しなければならない。

3 入国審査官は、審査の結果、当該容疑者が  
出国命令対象者に該当すると認定したときは、  
速やかに主任審査官にその旨を知らせな  
ければならない。

4 入国審査官は、当該容疑者が退去強制対象  
者に該当すると疑うに足りる相当の理由があ  
るときは、その旨を入国警備官に通知すると  
ともに、当該違反事件を入国警備官に差し戻  
すものとする。

第四十九条第一項中「前条第七項」を「前  
八項」に改め、同条第四項中「異議の申出」  
の下に「(容疑者が第二十四条各号のいづれに  
も該当しないことを理由とするものに限る。)」  
を加え、同条第五項中「すみやかに」を「速や  
かに」に改め、同項を同条第六項とし、同条第  
四項の次に次の二項を加える。

5 主任審査官は、法務大臣から異議の申出  
(容疑者が出国命令対象者に該当することを  
理由とするものに限る。)が理由があると裁決  
した旨の通知を受けた場合において、当該容  
疑者に対し第五十五条の三第一項の規定によ  
り出国命令をしたときは、直ちにその者を放  
免しなければならない。

第五十一条中「第四十七条第四項」を「第四  
十七条第五項」に、「第四十八条第八項」を  
「第四十八条第九項」に、「第四十九条第五項」  
を「第四十九条第六項」に改める。

第五章の次に次の二章を加える。

## 第五章の二 出国命令

## (出国命令に係る審査)

第五十五条の二 入国警備官は、容疑者が出国  
命令対象者に該当すると認めるに足りる相当  
の理由があるときは、第三十九条の規定にか  
わらず、当該容疑者に係る違反事件を入国  
審査官に引き継がなければならない。

2 入国審査官は、前項の規定により違反事件  
の引継ぎを受けたときは、当該容疑者が出国  
命令対象者に該当するかどうかを速やかに審  
査しなければならない。

3 入国審査官は、審査の結果、当該容疑者が  
出国命令対象者に該当すると認定したときは、  
速やかに主任審査官にその旨を知らせな  
ければならない。

4 入国審査官は、当該容疑者が退去強制対象  
者に該当すると疑うに足りる相当の理由があ  
るときは、その旨を入国警備官に通知すると  
ともに、当該違反事件を入国警備官に差し戻  
すものとする。

(出国命令)

第五十五条の三 主任審査官は、第四十七条第  
二項、第四十八条第七項、第四十九条第五項  
又は前条第三項の規定による通知を受けたと  
きは、速やかに当該通知に係る容疑者に對  
し、本邦からの出国を命じなければならない。  
この場合において、主任審査官は、十五  
日を超えない範囲内で出国期限を定めるもの  
とする。

2 主任審査官は、前項の規定により出国命令  
をする場合には、当該容疑者に對し、次条の  
規定による出国命令書を交付しなければなら  
ない。この場合において、主任審査官は、十五  
日を超えない範囲内で出国期限を定めるもの  
とする。

3 主任審査官は、第一項の規定により出国命  
令をする場合には、法務省令で定めるところ  
により、当該容疑者に對し、住居及び行動範  
囲の制限その他必要と認める条件を付するこ  
とができる。

4 入国審査官は、前項の規定により違反事件  
の引継ぎを受けたときは、当該容疑者が出国  
命令対象者に該当するかどうかを速やかに審  
査しなければならない。

第五十五条の四 前条第一項の規定により交付  
される出国命令書には、出国命令を受ける者  
の氏名、年齢及び国籍、出国命令の理由、出  
国期限、交付年月日その他法務省令で定める  
事項を記載し、かつ、主任審査官がこれに記  
名押印しなければならない。

第五十五条の五 主任審査官は、法務省令で定  
めるところにより、第五十五条の三第一項の  
規定により出国命令を受けた者から、当該出  
国命令に係る出国期限内に出国することがで  
きない旨の申出があつた場合には、船舶等の  
運航の都合その他その者の責めに帰するこ  
とができる事由があると認めるときに限り、  
当該出国期限を延長することができる。

第五十五条の六 主任審査官は、第五十五条の  
三第一項の規定により出国命令を受けた者が  
同条第三項の規定に基づき付された条件に違  
反したときは、当該出国命令を取り消すこと







な理由がなくて呼出しに応じないもの  
第七十二条第四号及び第五号を次のように改める。

四 第六十二条の二の七第三項又は第六十二

条の二の十三の規定に違反して難民認定証

明書又は難民旅行証明書を返納しなかつた

者

五 第六十二条の二の十二第八項の規定により難民旅行証明書の返納を命ぜられた者で、同項の規定により付された期限内にこれを返納しなかつたもの

第七十三条の二第二項中「第八号の二若しくは第八号の三」を「若しくは第八号の二から第八号の四まで」に改める。

別表第一中「第二十四条」の下に「、第六十

一条の二の二、第六十二条の二の八」を加え

る。

第三条 出入国管理及び難民認定法の一部を次のように改正する。

第五条第一項第二号を次のように改める。

二 精神上の障害により事理を弁識する能力を欠く常況にある者はその能力が著しく不十分な者で、本邦におけるその活動又は行動を補助する者として法務省令で定めるものが随伴しないもの

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第二条並びに附則第六条から第九条まで及び第十二条〔第四十七条第二項、第四十九条第五項〕を「第四十七条第三項及び第五項、第四十八条第九項、第四十九条第六項」に改める部分及び「第五十五条第二項」の下に

「、第五十五条の三第二項」を加える部分を除く。)の規定 公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日

二 第三条の規定 公布の日から起算して二月を経過した日

(第一条の規定による出入国管理及び難民認定法の一部改正に伴う経過措置)

二 第三条の規定による出入国管理及び難民認定法の一部改正に伴う経過措置

二 第三条の規定による出入国管理及び難民認定法の一部改正に伴う経過措置

第三条 この法律の施行前に第一条の規定による改正前の出入国管理及び難民認定法第二十四条各号(第四号オカラヨまで及び第四号の三を除く。)のいずれかに該当して本邦から退去を強制された者に対する第一条の規定による改正後の

出入国管理及び難民認定法第五条第一項に規定する上陸の拒否については、なお従前の例によ

る。

第三条 第一条の規定による改正後の出入国管理及び難民認定法第二十二条の四第一項(第一号に係るものに限る。)の規定は、この法律の施行前に第一条の規定による改正前の出入国管理及び難民認定法第三章第一節又は第二節の規定による上陸許可の証印又は許可を受けた者に対する在留資格の取消しについても、適用する。

第四条 第一条の規定による改正後の出入国管理及び難民認定法第二十二条の四第一項(第一号に係るものに限る。)の規定は、この法律の施行前に第一条の規定による改正前の出入国管理及び難民認定法第六十二条の二の二の規定は、この法律の施行前に第一条の規定による改正前の出入国管理及び難民認定法第三章第一節若しくは第二節の規定による上陸許可の証印又は許可を受けた者に対する在留資格の取消しについても、適用する。

第五条 第二条の規定による改正後の出入国管理及び難民認定法第六十二条の二の二の規定は、この法律の施行前に第一条の規定による改正前の出入国管理及び難民認定法別表第一又は別表第二の上欄の在留資格をもつて本邦に在留する者、一時庇護のための上陸の許可を受けた者で当該許可書に記載された期間を経過していないもの及び特別永住者以外の外国人であつて、前条の規定により第二条の規定による改正後の出入国管理及び難民認定法の規定による難民の認定又は難民の認定をしない处分を受けたとみなされるものに対しても、適用する。この場合において、「上陸許可の証印等」という。)を受ける者に対する当該上陸許可の証印等に係る在留資格に応じ同表の下欄に掲げる活動を行わ

ないで在留しているものに対する第一条の規定による改正後の出入国管理及び難民認定法第二

条の規定による改正前の出入国管理及び難民認定法第四章第一節若しくは第二節の規定による上陸許可の証印若しくは許可又は第一

定による上陸許可の証印等に係る在留資格の取消しについても、適用する。

第六条 附則第一条第一号に定める日前に第二条の規定による改正前の出入国管理及び難民認定法の規定を受けていた在留資格未取得外国人について、難民の認定をしない処分をするとき、又は前項とあるのは「在留資格未

取得外国人について、旧法の規定による難民の認定をしない処分がされているとき(退去強制令書の発付を受けているときを除く。)、又は出

入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律の一部改正に伴う経過措置

第六条 附則第一条第一号に定める日前に第二条の規定による改正前の出入国管理及び難民認定法の規定により法務大臣がした難民の認定若しくは異議の申

くは難民の認定をしない処分であつて第二条の規定による改正後の出入国管理及び難民認定法の規定による改正後の出入国管理及び難民認定法の規定による改正前の出入国管理及び難民認定法の規定により法務大臣がした難民の認定若しくは異議の申

くは難民の認定をしない処分又は第二条の規定による改正後の出入国管理及び難民認定法の規定による改正前の出入国管理及び難民認定法の規定によりされている申請若しくは異議申立てとみなす。

第七条 第二条の規定による改正後の出入国管理及び難民認定法第六十二条の二の二の規定は、この法律の施行前に第一条の規定による改正前の出入国管理及び難民認定法別表第一又は別表第二の上欄の在留資格をもつて本邦に在留する者、一時庇護のための上陸の許可を受けた者で当該許可書に記載された期間を経過していないもの及び特別永住者以外の外国人であつて、前条の規定により第二条の規定による改正後の出入国管理及び難民認定法の規定による難民の認定又は難民の認定をしない处分を受けたとみなされるものに対しても、適用する。この場合において、「上陸許可の証印等」という。)を受ける者に対する当該上陸許可の証印等に係る在留資格に応じ同表の下欄に掲げる活動を行わ

ないで在留しているものに対する第一条の規定による改正後の出入国管理及び難民認定法第二

条の規定による改正前の出入国管理及び難民認定法第四章第一節若しくは第二節の規定による上陸許可の証印等に係る在留資格の取消しについても、適用する。

第八条 外国人登録法(昭和二十七年法律第一百一十五号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項、第七条第一項及び第十二条第一項中「第六十二条の二の六」を「第六十二条の二の十二」に改める。

(道路交通法の一部改正)

第九条 道路交通法(昭和二十五年法律第百五号)の一部を次のように改正する。

第七条 第二条の規定による改正後の出入国管理及び難民認定法第六十二条の二の二の規定は、この法律の施行前に第一条の規定による改正前の出入国管理及び難民認定法別表第一又は別表第二の上欄の在留資格をもつて本邦に在留する者、一時庇護のための上陸の許可を受けた者で当該許可書に記載された期間を経過していないもの及び特別永住者以外の外国人であつて、前条の規定により第二条の規定による改正後の出入国管理及び難民認定法の規定による難民の認定又は難民の認定をしない处分を受けたとみなされるものに対しても、適用する。この場合において、「上陸許可の証印等」という。)を受ける者に対する当該上陸許可の証印等に係る在留資格に応じ同表の下欄に掲げる活動を行わ

ないで在留しているものに対する第一条の規定による改正後の出入国管理及び難民認定法第二

条の規定による改正前の出入国管理及び難民認定法第四章第一節若しくは第二節の規定による上陸許可の証印等に係る在留資格の取消しについても、適用する。

第十条 日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法(平成三年法律第七十一号)の一部を次のように改正する。

第九条第三項中「第四十五条第一項、第四十七条第一項及び第二項、第六十二条第一項並びに第六十三条第一項中「第二十四条各号」を「第四十七条第一項、第四十八条第六項、第四十九条第四項及び第六十二条第一項中「第二十四各号」とあり、入管法第四十五条第一項中「退去強制対象者(第二十四条各号のいずれかに該当し、かつ、出国命令対象者に該当しない外



とができる。

4 難民認定委員会又は難民認定調査官は、第一項の調査について、公務所又は公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることができるもの。

(退去強制令書の発付に伴う難民認定証明書の返納)

第八条 本邦に在留する外国人で難民の認定を受けているものが、出入国管理法(昭和二十六年政令第三百十九号)第四十七条第四項、第四十八条第八項若しくは第四十九条第五項の規定により、又は同法第六十三条第一項の規定に基づく退去強制の手続において退去強制令書の發付を受けたときは、当該外国人は、速やかに、難民認定委員会にその所持する難民認定証明書を返納しなければならない。

### 第三章 難民認定委員会

(設置)

第九条 内閣府設置法(平成十一年法律第八十九号)第四十九条第三項の規定に基づいて、内閣府の外局として、難民認定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(任務)

第十条 委員会は、適正かつ迅速に難民の認定を行ふことを任務とする。

(所掌事務)

第十一條 委員会は、前条の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。

一 難民の認定又はその取消しに関する処分に關すること。

二 難民認定基準の策定及び公表に関すること。

三 難民に関する調査、資料の収集等に關すること。

四 難民の認定に係る相談に応ずること。

五 前各号に掲げるもののほか、法律(法律に基づく命令を含む。)に基づき委員会に属させられた事務

(職權の行使)

第十二条 委員会の委員は、独立してその職權を行ふ。

(組織)

第十三条 委員会は、委員十人をもつて組織する。

(委員の任命)

第十四条 委員は、人格が高潔であつて、國際情勢及び難民問題に関して優れた識見を有する者のうちから、両議院の同意を得て、内閣総理大臣が任命する。

2 内閣総理大臣は、前項の規定による委員の任命に当たつては、委員のうちに難民の保護に関する活動を行ふ民間の団体の関係者が含まれるように努めなければならない。

3 委員の任期が満了し、又は欠員を生じた場合において、国会の閉会又は衆議院の解散のために両議院の同意を得ることができないときは、内閣総理大臣は、第一項の規定にかかわらず、同項に定める資格を有する者のうちから、委員を任命することができる。

2 委員は、在任中、内閣総理大臣の許可のある役員となり、又は積極的に政治運動をしてはならない。

3 委員は、在任中、内閣総理大臣の許可のある場合を除くほか、報酬を得て他の職務に従事し、又は営利事業を営み、その他金銭上の利益を目的とする業務を行つてはならない。

4 委員の給与は、別に法律で定める。

(委員長)

第十五条 委員の任期は、五年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 委員長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第二十条 委員会は、委員長が招集する。

2 委員会は、委員長を含む過半数の委員の出席がなければ、会議を開き、議決をすることができない。

3 委員会の議事は、出席者の過半数でこれを決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 委員会が第十六条第二号の規定による認定をするには、前項の規定にかかわらず、本人を除く全員の一致がなければならない。

5 委員長に事故がある場合の第二項の規定の適用について、前条第三項に規定する委員は、委員長とみなす。

三 委員会により、心身の故障のため職務の執行ができないと認められたとき、又は職務上の義務違反その他委員たるに適しない非行があると認められたとき。

(罷免)

第十七条 内閣総理大臣は、委員が前条各号のいずれかに該当するときは、その委員を罷免しなければならない。

(委員の服務等)

第十八条 委員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(国会に対する報告)

第十九条 委員会は、毎年、内閣総理大臣を経由して、国会に対し、難民の認定に関する状況を報告しなければならない。

(事務局の組織)

第二十条 委員会の事務を処理させるため、委員会に事務局を置く。

2 事務局は、委員長を置く。

3 事務局長は、委員長の命を受けて、局務を掌理する。

4 難民の認定に関する事実の調査に関する事務を行わせるため、事務局に、難民認定調査官を置く。

5 難民の認定に係る相談に関する事務を行わせるため、事務局に、難民認定相談員を置く。

(地方事務所)

第二十一条 委員会の事務局の地方機関として、所要の地に地方事務所を置く。

2 前項の地方事務所の名称、位置及び管轄区域は、政令で定める。

(委員会の運営)

第二十二条 この法律に定めるもののか、委員会の運営に關し必要な事項は、委員会が定める。

2 第四章 生活支援

(基本理念)

第二十三条 生活支援に関する施策は、本邦に定

	<p>住する意思を有する在留難民等が地域社会において安定した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、地域社会の理解と協力を得つつ、総合的かつ計画的に推進されなければならない。</p> <p>(国の責務)</p> <p>第二十八条 国は、前条の basic concept(以下「基本理念」という。)にのっとり、生活支援に関する総合的な施策を策定し、及び実施するものとする。</p> <p>(地方公共団体の責務)</p> <p>第二十九条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、生活支援に関するその地域の実情に応じた施策を策定し、及び実施するものとする。</p> <p>(国民の協力等)</p> <p>第三十条 国民は、在留難民等の人権に関する理解を深めるとともに、地域社会において、国及び地方公共団体が実施する施策に協力するよう努めるものとする。</p> <p>(生活支援推進計画)</p> <p>第三十一条 政府は、在留難民等の人権に関する国民の理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。</p>
2	<p>生活支援推進計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。</p> <p>一 生活支援に関する基本的な方針</p>
2	<p>次に掲げる施策の推進に関する事項</p> <p>イ 日常生活及び社会生活に関する相談への対応 日本語の習得その他在留難民等が日常生活又は社会生活を円滑に営むことができるようにするために必要な施策</p> <p>ロ 健康診断の実施、医療の提供その他の在留難民等の保健及び医療の確保を図るために必要な施策</p> <p>ハ 公営住宅(公営住宅法(昭和二十六年法律</p>
3	<p>第三十二条 国は、生活支援に関する施策を推進するため、生活支援に関する施策を実施する地方公共団体及び生活支援を行う民間の団体を支援するための財政上の措置その他必要な措置を講ずるよう努めるものとする。</p> <p>(民間の団体の能力の活用等)</p> <p>第三十三条 国及び地方公共団体は、生活支援に関する施策を実施するに当たっては、生活支援に</p>
4	<p>三百九十九号)第二条第一号に規定する公営住宅をいう。)等の供給の促進その他在留難民等の居住の安定を図るために必要な施設を図るものとする。</p> <p>(国及び地方公共団体の連携)</p> <p>第一百九十九号)第二条第一号に規定する公営住宅を、相互の緊密な連携の確保に努めるとともに、その能力の積極的な活用を図るものとする。</p> <p>(難民の認定に職務上関係のある者による配慮)</p> <p>第三十四条 国及び地方公共団体は、生活支援に必要な施策</p>
5	<p>本就学の円滑化、教育の充実その他の在留難民等が必要な教育を受けることができるようするために必要な施策</p> <p>三 在留難民等生活支援事業(在留難民等に対し、一定期間宿泊場所を提供した上、日常生活に必要な便宜を供与するとともに、前号いから木まで掲げる施策を総合的に実施する事業をいう。)の実施に関する事項</p> <p>四 生活支援を行う民間の団体との連携に関する事項</p> <p>五 前各号に掲げるもののほか、生活支援に関する施設を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項</p>
3	<p>内閣総理大臣は、関係行政機関の長に協議するとともに、在留難民等生活支援審議会の意見を聴いて、生活支援推進計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。</p> <p>4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決</p>
2	<p>定があったときは、遅滞なく、生活支援推進計画を国会に報告するとともに、公表しなければならない。</p> <p>5 前二項の規定は、生活支援推進計画の変更について準用する。</p> <p>(財政上の措置等)</p>
3	<p>第三十五条 内閣府に、在留難民等生活支援審議会(以下「審議会」という。)を置く。</p> <p>(権限)</p> <p>第三十六条 審議会は、この法律の規定によりそ</p>
4	<p>の権限に属させられた事項を処理するほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、前章の規定の施行に関する重要な事項を調査審議する。</p> <p>第三十七条 審議会は、委員二十人以内で組織する。</p> <p>2 審議会は、前項に規定する事項に関する内閣総理大臣又は関係各大臣に意見を述べることができる。</p> <p>(組織)</p>
2	<p>3 前項に定めるもののほか、国は、難民の認定に職務上関係のある者に対する理解を深めし、難民認定申請者の人権に関する理解を深めるために必要な研修及び啓発を行うものとする。</p> <p>2 国は、難民の認定に職務上関係のある者に対する理解を深めるために必要な専門的、技術的な研修を行うものとする。</p> <p>(生活支援に職務上関係のある者による配慮等)</p> <p>第四十一条 生活支援に職務上関係のある者は、その職務を行うに当たっては、在留難民等の心身の状況、その置かれている環境等を踏まえ、在留難民等の人権に十分な配慮をしなければならない。</p>
3	<p>3 内閣総理大臣は、前項の規定による委員の任命に当たっては、委員のうちに生活支援を行う民間の団体の関係者が含まれるように努めなければならない。</p> <p>2 委員は、前条第一項に規定する事項に関して優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する。</p> <p>3 内閣総理大臣は、前項の規定による委員の任命に当たっては、委員のうちに生活支援を行つた経験を有する者によるものとする。</p>
4	<p>4 委員は、非常勤とする。</p> <p>(資料の提出等の要求)</p> <p>第三十八条 審議会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長、関係地方公共団体の長その他の関係者に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。</p> <p>(委任規定)</p>
2	<p>第三十九条 この法律に定めるもののほか、審議会の組織、所掌事務及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。</p> <p>第六章 雜則</p> <p>第四十条 難民の認定に職務上関係のある者は、その職務を行うに当たっては、難民認定申請者の心身の状況、その置かれている環境等を踏まえ、難民認定申請者の人権に十分な配慮をしなければならない。</p> <p>2 国は、難民の認定に職務上関係のある者に対する理解を深めるために必要な研修及び啓発を行うものとする。</p> <p>3 前項に定めるもののほか、国は、難民の認定に職務上関係のある者に対する理解を深めし、難民認定申請者の人権に関する理解を深めるために必要な研修及び啓発を行うものとする。</p> <p>2 国は、難民の認定に職務上関係のある者に対する理解を深めるために必要な専門的、技術的な研修を行うものとする。</p> <p>(生活支援に職務上関係のある者による配慮等)</p> <p>第四十一条 国は、難民の認定に関する処分があるまでの間の難民認定申請者の生活を援助するため、一時的な宿泊場所の提供、日常生活に必要な便宜の供与その他の措置を講ずるよう努めるものとする。</p> <p>2 国は、難民認定申請者に対する第三条第一項の申請に係る情報の提供、難民認定申請者の生活の援助等を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。</p>





者上陸特別許可書又は難民申請者在留特別許可書に記載された期間を経過して本邦に残留するもの(難民在留者を除く。)

第二十四条第六号中「遭難による上陸の許可又は一時庇護のための上陸の許可」を「又は遭難による上陸の許可」に改め、同条第七号中「第二十二条の二第一項」を「第二十二条の四第一項」に、「第二十二条の二第四項」を「第二十二条の四第四項」に改め、同条に次の二号を加える。

#### 八 第二十二条の五第一項に規定する者で、同条第二項の規定及び同条第三項において準用する第二十条第四項の規定又は第二十二条の五第四項において準用する第二十二条第二項及び第三項の規定による許可を受けないで、第二十二条の三第四項の規定により法務大臣が定める期間を経過して本邦に残留するもの

九 別表第一又は別表第二の上欄の在留資格をもつて在留する者で、難民保護法第六条第一項(第一号又は第三号に係るものに限る。)の規定により難民の認定を取り消されたもの

第四章第三節中第二十六条の次に次の二条を加える。

#### (難民旅行証明書)

第二十六条の一 法務大臣は、本邦に在留する難民在留者が出国しようとするときは、法務省令で定める手続により、その者の申請に基づき、難民旅行証明書を交付するものとする。ただし、法務大臣においてその者が日本国利益又は公害を害する行為を行おうおそれがあると認める場合は、この限りでない。

2 前項の難民旅行証明書の有効期間は、一年とする。

3 第一項の難民旅行証明書の交付を受けてい る者は、当該証明書の有効期間内は本邦に入 国し、及び出国することができる。この場合において、入国については、前条の規定によ

る再入国の許可を要しない。

4 前項の場合において、法務大臣が特に必要があると認めるときは、三月以上一年未満の範囲内で、当該難民旅行証明書により入国することのできる期限を定めることができる。

5 法務大臣は、第一項の難民旅行証明書の交付を受けて出国した者について、当該証明書の有効期間内に入国することができない相当の理由があると認めるときは、その者の申請に基づき、六月を超えない範囲内で、当該証明書の有効期間を延長することができる。

6 前項の延長は、難民旅行証明書にその旨を記載して行うものとし、その事務は、日本国領事官等に委任するものとする。

7 法務大臣は、第一項の難民旅行証明書の交付を受けている者(難民在留特別許可を受けている者を除く。)が難民保護法第六条第一項(第一号又は第三号に係るものに限る。)の規定により難民の認定を取り消されたときは、その者に係る難民旅行証明書が効力を失つた旨を、その者に対し書面をもつて通知するとともに、官報に告示する。

8 前項の規定による通知を受けた者は、当該難民旅行証明書を法務大臣に返納しなければならない。

9 法務大臣は、第一項の難民旅行証明書の交付を受けている者が日本国利益又は公害を害する行為を行おうおそれがあると認めるときは、その者が本邦にある間において、法務省令で定めるところにより、その者に対して、期限を付して、その所持する難民旅行証明書の返納を命ずることができる。

10 前項の規定により返納を命ぜられた難民旅行証明書は、その返納があつたときは当該返納の時に、同項の期限までに返納がなかつたときは当該期限を経過した時に、その効力を失う。この場合において、同項の期限までに返納がなかつたときは、法務大臣は、当該難民旅行証明書がその効力を失つた旨を官報に告示する。

第五十二条第三項中「この条」の下に「及び第六十一条の七の二」を加え、「写」を「写し」に、「すみやかに」を「速やかに」に、「第五十三条」を「次条」に、「但し」を「ただし」に改め、同条第六項中「送還する」を「送還し、又は引き渡す」に、「呼出」を「呼出し」に、「附して」を「付して」に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項中「退去強制」を「退去強制」に改め、「できないとき」の下に「又は第四項の規定により本邦外への送還若しくは運送業者への引渡しを停止するとき」を加え、「送還可能の」を「送還又は引渡しが可能な」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項中「前項」を「第三項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の二項を加える。

4 退去強制令書の発付を受けた者が、第二十二条の二第一項の申請をした外国人(同条第二項第三号に該当する者を除く。)であるときは、その者について難民保護法第三条第一項の難民の認定に関する処分がされるまでの間は、前項の規定にかかわらず、同項本文の規定による送還及び同項ただし書の規定による引渡しを停止する。

第五十三条第三項中「難民条約」を「難民の地位に関する条約(以下「難民条約」という。)」に改める。

第五章第四節中第五十三条の次に次の二条を加える。

(退去強制令書の発付に伴う難民在留特別許可書等の返納)

第五十三条の一 本邦に在留する外国人で難民の認定を受けているものが、第四十七条第四項、第四十八条第八項若しくは第四十九条第五項の規定により、又は第六十三条第一項の規定に基づく退去強制の手続において退去強制令書の発付を受けたときは、当該外国人は、速やかに、法務大臣にその所持する難民在留特別許可書及び難民旅行証明書を返納しなければならない。

(難民の認定を受けている者に関する法務大臣の裁決の特例)

第五十三条の二 法務大臣は、第四十九条第一項の規定による異議の申出をした者が難民の認定を受けている者であるときは、第五十条第一項に規定する場合のほか、第四十九条第三項の裁決に当たつて、異議の申出が理由がないと認める場合でも、その者の在留を特別に許可することができる。この場合においては、第五十条第一項及び第三項の規定を準用する。

第五十九条の二第一項中「第二十二条の二第三項第二十二条の三において準用する場合を含む。」を「第二十二条の四第三項」に、「第二十二条の二第四項(第二十二条の三において準用する場合を含む。)」を「第二十二条の五第四項」に、「含む。」若しくは「を「含む。」、第二十二条の五第二項若しくは「」に改める。

第七章の二を削る。

第六十一条の三第二項第四号中「及び第六十条の二の三第一項」を削り、第八章中同条を第六十一条の二とする。

第六十一条の二を削る。

第六十一条の三の二を第六十一条の三とする。

(難民認定委員会との連携)

第六十一条の七の二 法務大臣、入国審査官及び入国警備官は、難民の認定を受けようとする者又は難民の認定を受けようとした者の出入国の管理に関する難民認定委員会に照会し、難民保護法第三条第一項の申請の有無、同条第二項の難民の認定に関する処分の内容その他必要な事項の報告を求めることができるものとする。

第六十一条の八第一項中「及び難民の認定」を削る。

第六十八条第一項中「第六十一条の二の六第一項」を「第二十六条の二第一項」に改める。

第六十九条の二中「出入国管理及び難民認定法」を「出入国管理法」に、「第二十二条の二第四項(第二十二条の三において準用される場合を含む。)」を「第二十二条の四第四項及び第二十二条の五第四項」に、「第六十一条の二第一項及び第六十一条の二の五」を「及び第二十二条の六」に改める。

第六十九条の三中「出入国管理及び難民認定法」を「出入国管理法」に改める。

第七十条第一項第六号の次に次の一号を加える。

六の二 難民申請者上陸特別許可を受けた者で、難民申請者上陸特別許可書又は難民申請書に記載された期間を経過して本邦に

残留するもの(難民在留者を除く)。

第七十条第一項第七号中「遭難による上陸の許可又は一時庇護のための上陸の許可」を「又は遭難による上陸の許可」に改め、同項第八号中「第二十二条の二第一項」を「第二十二条の四第四項」に改め、同項第九号を次のように改める。

九 第二十二条の五第一項に規定する者で、同条第二項の規定及び同条第三項において準用する第二十条第四項の規定又は第二十二条の五第四項において準用する第二十二条第一項の規定による許可を受けないで、第二十二条の三第四項の規定により法務大臣が定める期間を経過して本邦に残るるもの。

第七十二条第一号中「第五十二条第六項」を「第五十二条第七項」に改め、同条第三号中「一時庇護のための上陸の許可を受けた者で、

第十八条の二第三項」を「難民申請者上陸特別許可又は難民申請者上留特別許可又は難民認定証明書」に改め、同号の次に次の一号を加える。

三の二 第二十六条の二第八項の規定に違反して難民旅行証明書を返納しなかつた者又は第五十三条の二に「難民認定証明書」を「難民在留特別許可書」に改める。

第七十二条第四号中「第六十一条の二の六第七項」を「第二十六条の二第九項」に改め、同条第五号中「第六十一条の二の七」を「第二十二条の三第七項」に改める。

七項」を「第六十一条の二の二第三項又は第六十一条の二の七」を「第二十二条の三第七項」に改め、同号の次に次の一号を加える。

三の三 第二十六条の二第八項の規定に違反して難民旅行証明書を返納しなかつた者又は第五十三条の二に「難民認定証明書」を「難民在留特別許可書」に改める。

第七十二条第四号中「第六十一条の二の六第七項」を「第二十六条の二第九項」に改め、同条第五号中「第六十一条の二の七」を「第二十二条の三第七項」に改める。

七項」を「第六十一条の二の二第三項又は第六十一条の二の七」を「第二十二条の三第七項」に改め、同号の次に次の一号を加える。

三の四 第二十六条の二第八項の規定に違反して難民旅行証明書を返納しなかつた者又は第五十三条の二に「難民認定証明書」を「難民在留特別許可書」に改める。

第七十二条第四号中「第六十一条の二の六第七項」を「第二十六条の二第九項」に改め、同条第五号中「第六十一条の二の七」を「第二十二条の三第七項」に改める。

七項」を「第六十一条の二の二第三項又は第六十一条の二の七」を「第二十二条の三第七項」に改め、同号の次に次の一号を加える。

三の五 第二十六条の二第八項の規定に違反して難民旅行証明書を返納しなかつた者又は第五十三条の二に「難民認定証明書」を「難民在留特別許可書」に改める。

第七十二条第四号中「第六十一条の二の六第七項」を「第二十六条の二第九項」に改め、同条第五号中「第六十一条の二の七」を「第二十二条の三第七項」に改める。

七項」を「第六十一条の二の二第三項又は第六十一条の二の七」を「第二十二条の三第七項」に改め、同号の次に次の一号を加える。

三の六 第二十六条の二第八項の規定に違反して難民旅行証明書を返納しなかつた者又は第五十三条の二に「難民認定証明書」を「難民在留特別許可書」に改める。

第七十二条第四号中「第六十一条の二の六第七項」を「第二十六条の二第九項」に改め、同条第五号中「第六十一条の二の七」を「第二十二条の三第七項」に改める。

七項」を「第六十一条の二の二第三項又は第六十一条の二の七」を「第二十二条の三第七項」に改め、同号の次に次の一号を加える。

三の七 第二十六条の二第八項の規定に違反して難民旅行証明書を返納しなかつた者又は第五十三条の二に「難民認定証明書」を「難民在留特別許可書」に改める。

第七十二条第四号中「第六十一条の二の六第七項」を「第二十六条の二第九項」に改め、同条第五号中「第六十一条の二の七」を「第二十二条の三第七項」に改める。

七項」を「第六十一条の二の二第三項又は第六十一条の二の七」を「第二十二条の三第七項」に改め、同号の次に次の一号を加える。

三の八 第二十六条の二第八項の規定に違反して難民旅行証明書を返納しなかつた者又は第五十三条の二に「難民認定証明書」を「難民在留特別許可書」に改める。

第七十二条第四号中「第六十一条の二の六第七項」を「第二十六条の二第九項」に改め、同条第五号中「第六十一条の二の七」を「第二十二条の三第七項」に改める。

七項」を「第六十一条の二の二第三項又は第六十一条の二の七」を「第二十二条の三第七項」に改め、同号の次に次の一号を加える。

三の九 第二十六条の二第八項の規定に違反して難民旅行証明書を返納しなかつた者又は第五十三条の二に「難民認定証明書」を「難民在留特別許可書」に改める。

第七十二条第四号中「第六十一条の二の六第七項」を「第二十六条の二第九項」に改め、同条第五号中「第六十一条の二の七」を「第二十二条の三第七項」に改める。

七項」を「第六十一条の二の二第三項又は第六十一条の二の七」を「第二十二条の三第七項」に改め、同号の次に次の一号を加える。

三の十 第二十六条の二第八項の規定に違反して難民旅行証明書を返納しなかつた者又は第五十三条の二に「難民認定証明書」を「難民在留特別許可書」に改める。

第七十二条第四号中「第六十一条の二の六第七項」を「第二十六条の二第九項」に改め、同条第五号中「第六十一条の二の七」を「第二十二条の三第七項」に改める。

三の十一 第二十六条の二第八項の規定に違反して難民旅行証明書を返納しなかつた者又は第五十三条の二に「難民認定証明書」を「難民在留特別許可書」に改める。

第七十二条第四号中「第六十一条の二の六第七項」を「第二十六条の二第九項」に改め、同条第五号中「第六十一条の二の七」を「第二十二条の三第七項」に改める。

の四の規定により法務大臣に対してされている異議の申出は、行政不服審査法(昭和三十七年法律第百六十号)の規定により委員会に対してされている異議申立てとみなす。

4 旧法第六十一条の二第三項の規定により難民と認定しない旨の通知を受けた外国人について第四十六条の規定による改正後の出入国管理法(以下「新法」という)第二十二条の二第二項及び第五十二条第四項の規定を適用する場合における当該通知については、第一項の規定を適用しない。

5 この法律の施行の際現に旧法第十八条の二第一項の規定により一時庇護のための上陸の許可を受けている者(新法第二十二条の二第二項の規定による難民申請者在留特別許可又は新法第二十二条の三第二項の規定による難民在留特別許可)を受けていた者及び在留資格を有する者を除く)については、旧法第十八条の二及びこれに係る旧法の規定は、なおその効力を有する。

6 旧法第六十一条の二第三項の規定により法務大臣が交付した難民認定証明書は、第三条第四項の規定により委員会が交付した難民認定証明書とみなす。

7 この法律の施行の際現に旧法第六十一条の二の六の規定により法務大臣により交付されている難民旅行証明書については、なお従前の例によると。

8 経過措置

第三条第十四条第三項及び第四項の規定は、この法律の施行の日以後最初に行われる委員会の委員の任命のために必要な行為は、この法律の施行前においても行うことができる。

(委員会の委員の任命手続の特例)

第二条第十四条第一項の規定による委員会の委員の任命のために必要な行為は、この法律の施行の日以後最初に行われる委員会の委員の任命について準用する。

(委員会の委員の任命手続の特例)

第四条第十四条第三項及び第四項の規定は、この法律の施行の日以後最初に行われる委員会の委員の任命について準用する。

(委員会の委員の任命手續の特例)

第五条 第二十二条の五第一項の規定による許可を受けないで、第二十二条の三第四項の規定により法務大臣が定める期間を経過して本邦に残るるもの。

第七十条の二第二号を削り、同条第三号中「前号の」を「その者の生命、身体又は身体の自由が難民条約第一条A(2)に規定する理由によつて害される」に改め、同号を同条第二号とする。

第七十二条第一号中「第五十二条第六項」を「第五十二条第七項」に改め、同条第三号中「一時庇護のための上陸の許可を受けた者で、

長」の下に「難民認定委員会委員長」を加える。

第八条 次に掲げる法律の規定中「出入国管理及び難民認定法」を「出入国管理法」に改める。

一 職業安定法(昭和二十一年法律第百四十一号)第三十二条第一号

二 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和二十三年法律第百「十一号)第

四条第一項第一号及び第十八条の二第一項第二号

三 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)第七十三条の二十七の八第一項

四 検疫法(昭和二十六年法律第二百二号)第十

八条第二項

五 職業能力開発促進法(昭和四十四年法律第六十四号)第九十二条第三号

六 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律(昭和六十年法律第八十八号)第六条第一号

七 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成六年法律第二十二号)第六条第二項及び第十四条

第二項

八 遊撃労働者の就業条件の整備等に関する法律(昭和六十年法律第八十八号)第六条第一号

九 犯罪捜査のための通信傍受に関する法律(平成十一年法律第百三十七号)別表第三号

十 國際受刑者移送法(平成十四年法律第六十六号)第四十四条の見出し及び同条第一項

(特別職の職員の給与に関する法律の一部改正)

九 犯罪捜査のための通信傍受に関する法律(昭和二十四年法律第二百五十二号)の一部を次のよう

に改正する。

第一項の規定により法務大臣に対しされてい

る申請は、第三条第一項の規定により委員会に

対してされている申請とみなす。

三 この法律の施行の際現に旧法第六十一条の二一部を次のように改正する。

第七条 国会法(昭和二十二年法律第七十九号)の別表第一官職名の欄中「大臣政務官及び長官

の委員

十の四 難民認定委員会の委員長及びその他

第一類第三号 平成十六年五月十九日

「大臣政務官及び長官政務官」を「大臣政務官及び長官政務官」と、「難民認定委員会委員長」に、

「公害等調整委員会の常勤の委員」を「難民認定委員会委員長(除く。)」

「調整委員会の常勤の委員」に改める。

(外国人登録法の一部改正)

第十一条 外国人登録法(昭和二十七年法律第百一十五号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「出入国管理及び難民認定法」を「出入国管理法」に改める。

第三条第一項、第七条第一項及び第十二条第一項中「第六十一条の二の六」を「第二十六条の二」に改める。

(道路交通法の一部改正)

第十一条 道路交通法(昭和三十五年法律第百五号)の一部を次のように改正する。

第一百七条の二中「出入国管理及び難民認定法」を「出入国管理法」に、「第六十一条の二の六第一項」を「第二十六条の二第一項」に改める。

(住民基本台帳法の一部改正)

第十二条 住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十一号)の一部を次のように改正する。

別表第一の四十の項中「出入国管理及び難民認定法」を「出入国管理法」に、「第二十二条の二第三項(同法第二十二条の三において準用する場合を含む。)」を「第二十二条の四第三項」に、「若しくは第二十二条第三項」を「

日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部改正」に改める。

(日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部改正)

第十三条 日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法(平成三年法律第七十一号)の一部を次のように改正する。

「大臣政務官及び長官政務官」を「大臣政務官及び長官政務官」と、「難民認定委員会委員長」に、

「行政手続等における情報通信の技術の利用に

関する法律の一部改正」

第十七条 行政手続等における情報通信の技術の

「第一条中「出入国管理及び難民認定法」を「出入国管理法」に改める。」

第八条中「第二十二条の二第一項」を「第二十二条の四第一項」に、「第二十二条の二第四項」を「第二十二条の五第三項」に、「第二十二条の四第四項」を「第二十二条の五第四項」に改める。

(国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律の一部改正)

第十四条 國際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律の一部改正

第三条第一項中「出入国管理及び難民認定法」を「出入国管理法」に改め、「第六条第二項」の下に「又は第三項」を、「第六条第二項」の下に「又は第九条の二第一項」を、「第七条第一項」の下に「又は第二項」を加え、「証印をする」を「証印をし、又は入管法第九条第一項の難民申請者上陸特別許可を与える」に改め、同条第三項及び第四項中「証印」の下に「若しくは難民申請者上陸特別許可」を加える。

(特定非営利活動促進法の一部改正)

第十五条 特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)の一部を次のように改正する。

第四十四条の二中「國家公安委員会規則」の下に、「難民認定委員会規則」を加える。

第十九条 内閣府設置法(一部改正)

第三条第一項及び第四項並びに第六条第二項

難民等の保護に関する法律 (平成十六年法律第九号)	第三条第三項及び第四項並びに第六条第二項	第四条
------------------------------	----------------------	-----

利用に関する法律(平成十四年法律第百五十一号)の一部を次のように改正する。

第十二条中「國家公安委員會規則」の下に、「難民認定委員會規則」を、「國家公安委員會」の下に「難民認定委員會」を加える。

別表出入国管理及び難民認定法(昭和二十六年政令第三百十九号)の項中「出入国管理及び難民認定法」を「出入国管理法」に、「第四十九条第一項」に改め、「第七条の二第二項」の下に、「第九条の二第三項」を加え、「第十八条の二第二項」を削り、「第二十二条第一項及び第六十一条の二第四項」を「及び第四十九条第一項」に改め、「第七条の二第二項」の下に、「第九条の二第三項」を加え、「第十八条の二第二項」を削り、「第二十二条第一項」に改め、「第七条の二第二項」を「並びに第五十五条第一項」に改め、「第六条第二項」の下に、「第十六条の二六第一項」を「並びに第五十五条第二項」に改め、同表電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律(平成十四年法律第百五十三号)の項の次に次のように加える。

(構造改革特別区域法の一部改正)

第十八条 構造改革特別区域法(平成十四年法律第八十九号)の一部を次のように改正する。

第二十一条の前の見出し及び同条第一項中の「出入国管理及び難民認定法」を「出入国管理法」に改め、同条第五項第五号中「第二十二条の二第二項」を「第二十二条の四第二項」に改める。

第五十二条の二 生活支援推進計画(難民等の保護に関する法律(平成十六年法律第五号)第三十二条第一項に規定するもの)を加える。

第五十二条の二 生活支援推進計画(難民等の保護に関する法律(平成十六年法律第五号)第三十二条第一項に規定するもの)を加える。

第五十二条の二 生活支援推進計画(難民等の保護に関する法律(平成十六年法律第五号)第三十二条第一項に規定するもの)を加える。

第三条第二項中「治安の確保」の下に、「難民の認定に関する事務の適切な遂行」を加える。

第四条第三項第五十二号の次に次の「一号」を加える。

第五十二条の二 生活支援推進計画(難民等の保護に関する法律(平成十六年法律第五号)第三十二条第一項に規定するもの)を加える。

第五十二条の二 生活支援推進計画(難民等の保護に関する法律(平成十六年法律第五号)第三十二条第一項に規定するもの)を加える。

第五十二条の二 生活支援推進計画(難民等の保護に関する法律(平成十六年法律第五号)第三十二条第一項に規定するもの)を加える。

用する場合を含む。」を「第二十二条の四第三項及び第二十二条の五第三項」に、「第二十二条の二第四項」を「第二十二条の三において準用する場合を含む。」を「第二十二条の四第四項及び第二十二条の五第四項」に、「第二十六条第二項」を「第二十二条の二第三項、第二十二条の三第三項及び第六項、第十六条第二項、第二十六条の二第一項及び第七項」に、「第五十五条第二項、第六十一条の二第三項並びに第六十二条の二六第一項」を「並びに第五十五条第二項」に改め、同表電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律(平成十四年法律第百五十三号)の項の次に次のように加える。

第三条第三項の表中

国会等移転審議会	国会等の移転に関する法律	国会等の移転に関する法律
会等移転審議会	国会等の移転に関する法律	国会等の移転に関する法律
留難民等生活支援審議会	難民等の保護に関する法律	難民等の保護に関する法律

第六十四条の表中

「国家公安委員会 警察法

国家公安委員会 難民認定委員会

難 警

察法

民等の保護に関する法律

に改める。

(法務省設置法の一部改正)

第二十一条 法務省設置法(平成十一年法律第九十  
二号)の一部を次のように改正する。

第四条第三十四号を次のように改める。

三十四 削除

第二十一条第一項中「から第三十四号まで」  
を「及び第三十三号」に改める。

理 由

難民等の権利利益の保護を図り、もって難民問題を解決するための国際社会の取組に寄与するため、難民認定委員会による適正かつ迅速な難民の認定の手続及び在留難民等に対する生活上の支援に関する措置等について定めるとともに、難民の認定に係る上陸及び在留の特別の許可制度を創設する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

本案施行に要する経費

本案施行に要する経費としては、平年度約十四億円の見込みである。





平成十六年六月四日印刷

平成十六年六月七日発行

衆議院事務局

印刷者 国立印刷局